

# シンポジウム 敗戦70年—東アジアの脱植民地化

昨年（2015年）の敗戦70年を記念して、10月25日にキャンパスプラザ京都市でシンポを行った。その記録をここに掲載する。

## 基調講演

### 帝国日本の「遺産」と戦後社会

大阪大学 今 西 一

#### はじめに

昨年シンポの最悪の予想は的中し、「破綻国家」はアフリカから中東に拡大し、ギリシャなどEUにも飛び火しようとしている。しかも「難民」が、2015年の全世界で6530万人に達し、シリアだけでも国内難民を入れると1090万人になる。また、「IS（イスラム国）」のテロが世界的に拡大して、世界は、いま「アラブの反逆」の最悪の形態に直面してきている。

ヨーロッパの歴史学では、ギリシャ、ローマ世界からゲルマン世界を経て単線的に近代世界への進化が説かれてきたが、その周辺にあるアラブ世界は、「歴史なき民」（F・エンゲルス）とされてきた。そのアラブ世界のなかで、ISという暴力集団によって領土を囲い込み、非道の限りをつくした国家が生まれ、アメリカ、ロシア、フランスらの強国が東になって空爆しても、つぶせないという事態が生まれている。ISとは、ガン細胞のようなものであり、いくら武力でたたいても世界に拡散するだけである。

それどころか、ISのテロリストが5000人以上ヨーロッパに侵入し、各地の

ホームブ라운テロと結びつき、大規模なテロが行われている。ISの壊滅も重要だが、EUのなかでの「難民」や「移民」への人種差別の解消のなにかぎり、テロを根絶することはできない。しかし現実には、ヨーロッパでは、EUからの離脱が叫ばれ、極右政党が台頭し、アメリカでも「トランプ現象」が起こっている。世界は、排外主義とナシュナリズムに覆われてきている。

9. 11以降の戦争は、ポストモダン化（領土、領海、領空の超越）、暴力と「憎悪」の哲学、戦時性暴力などを強めている（土佐弘之『安全保障逆説』青土社、2003年）。日本もまた安保体制を強化し、TPPといった自由貿易協定に依存し、沖縄の基地問題を解決するどころか辺野古に巨大基地をつくり、中国との軍事的緊張を強め、改憲、日米一体化という「亡国」のシナリオを直進している。

## 1. 占領と沖縄、「北方領土」

竹前栄治は、『占領戦後史』（岩波現代文庫版、1992年）のなかで、「今日まで沖縄の軍事占領を「日本」占領研究の射程（対象）に入れてこなかったのは、少数派尊重の精神に欠ける」とする。彼は、「日本占領はまだ終わっていない」と言う。「私は、日本占領は沖縄全島に軍政が敷かれた1945年6月」に始まり、「「北方領土」が返還されない以上、終期は未確定と考える」と説いている。そこに沖縄の基地問題も加えることができるだろう。戦後の日本占領は、アメリカの「単独占領」と言われているが、「北方領土」はソ連による分割占領が許され、「北方領土」はソ連の領有となった。沖縄は後には一種の間接統治が許されるが、長い間直接統治のもとにおかれた。戦後改革の非軍事化には、沖縄や「北方領土」は対象外におかれた。

## 2. 敗戦後日本の民衆運動

1945年4月、野坂参三は中国共産党の第7回大会で、「民主日本の建設」という演説を行い、毛沢東も賛同している（毛沢東書簡）。9月9日、延安を出発して、10月上旬にモスクワに入った。ここで野坂は、総諜報局長クズネツォフに会っている。野坂は、自分たちの帰国を頼むとともに、華北にいる日本人

民解放連盟のメンバー800人（うち共産党員170名）の速やかな帰国や、日本共産党の綱領、規約の改定、機関紙（誌）の相談をしている。そして、華北には、共産党員武亭の率いる朝鮮人革命組織（1500人）がいるが、彼らを北朝鮮に速やかに帰すこと。満州、南サハリン、朝鮮にいる日本人のために「民主日本をめざそう」という行動のために、日本人民解放連盟を使うことなど、さまざまな提言を行っている。これらの提言は、クズネツォフからモロトフに送られ、モロトフはディミトロフに検討させている。

12月はじめに野坂は、モスクワをひそかに離れ、奉天に送られた。12月中旬に平壤で金日成に会って、ソウルを経由して日本に戻った。この帰国直前のソ連行きは、長い間秘密にされていた。

野坂は、46年の1月13日に東京に着き、すぐに共産党の本部に行って、徳田球一、志賀義雄らと会談した。この時までの共産党は、獄中18年、32年テーゼを信じていた徳田、志賀が、コミンテルンの第7回大会、中国の「新民主主義論」で理論武装した野坂に説得されることになる。何より毛沢東やソ連からの支持を、野坂が取り付けていたことが大きい。三者の共同声明では、「天皇制の廃止とは、これを国家の制度として排除することであり、その上で皇室の存続がいかになるかということは別問題である」とし、「志を同じくする一切の民主主義者は、この民主主義統一戦線を結成する必要のあることを」改めて強調した。野坂らの「民主戦線」の提言は、日本の「無産運動の耆宿たる」山川均も賛同した。1月26日の日比谷公園で開かれた「野坂氏歓迎国民大会」には、約3万人の民衆が詰めかけ、大変な野坂ブームであった。

2月5日から開かれた日本共産党の第5回党大会では、野坂の「議会外の大衆の圧力と、議会内の活動に基礎をおいて、民主人民政府の手によって平和的にわが国に、社会主義を導入する可能性が生まれた」とする（『アカハタ』1946年2月13日付）、「平和革命」論が承認された。当初は、徳田たちでさえアメリカ占領軍を、「解放軍」と規定していたのである。

しかし、同年5月21日の食糧メーデーからマッカサーは、「暴民デモを許さず」という非難声明を発表している。共産党の機関誌『前衛』も、第10・11月合併

号から検閲が厳しくなり、徳田論文は発禁にされている（和田春樹『歴史としての野坂参三』岩波書店、1996年、荒木義修『占領期における共産主義運動』芦書房、1993年ほか）。

戦後の日本の労働運動の研究は多いが、次のような視点を欠落させている。民衆運動として見たとき、戦争末期から敗戦までに大きな紛争を起こしているのは、強制連行された朝鮮人や中国人である。中国人では、1945年6月30日、秋田県花岡鉱山で中国人の労務者800人が蜂起し、日本人補導者4人を殺害して逃亡を図ったが、翌7月1日、憲兵、警察、警防団などが出動して、総計419人を虐殺した「花岡事件」が有名である（野添憲治『シリーズ花岡事件の人たち』1～4巻、社会評論社、2008年）。敗戦直後の北海道や福島県の常磐などを見ても、争議は炭鉱地域が多く、その中心となるのは、強制連行された朝鮮人や中国人である（桑原真人『石炭の語る日本の近代』そしえて、1978年）。このように植民地主義の遺産から、日本の戦後の労働争議が始まっていることが、労働史の分野でも軽視されている。敗戦後の日本共産党と言っても、55年までは党員の3分の1近くが朝鮮人であった。

敗戦直後の徳田ら政治犯の釈放も、GHQによってなされたという「神話」があるが、近年の研究では、「金斗鎔たちはすでに8月の日本敗戦直前に、府中刑務所に収監されていた金天海、そして朝鮮独立の闘士であった李康勲に面会し、政治犯釈放、在日朝鮮人設立の予備工作をしていたことが分」かっている（尹健次『「在日」の精神史 1』岩波書店、2015年）。在日朝鮮人の動きが早いのに対して、日本人の動きは鈍感で、もし政治犯釈放への動きがあれば、戸坂潤は無理としても、三木清の生命は救えたであろう。周知のように、府中刑務所の「予防拘禁16名」の出獄闘士を出迎えた歓迎陣100名のうち8割は朝鮮人であり、宮城・豊多摩の刑務所でも同じことが起こっている。

46年から読売争議や東宝争議など、米軍も介入するような大闘争が始まるが、この闘争は「生産管理闘争」が中心で、32年テーゼのような「下からの統一戦線論」で、ソビエト権力を地域に作って、下から権力を奪取しようとするものであった。野坂らの「民主人民政府」戦術は、社会ファシズム論を克服し、社

会党と共産党を合併（社共合同）して、「民主的政府」や議会などを通して社会主義を実現しようとするものであったが、統一戦線では京都の民主統一戦線会議（民統）など、一部の地域でしか実現できなかった。しかし、読売争議や東宝争議ばかりか、阪神教育闘争や「神戸事件」などを見ても、「下からの統一戦線」の問題は、もう少し考えてみる必要がある。

特に1948年4月から始まる「阪神教育闘争」は重要である。朝鮮人学校の閉鎖が命じられた大阪府では、4月23日、府庁前の大手前公園で、朝鮮人学校閉鎖反対・教育自主権擁護のための人民集会が開かれ、3万人の在日朝鮮人が集まったが、武装警官によって23名が負傷し、200余名が逮捕された。4月26日の人民大会では、金太一少年が警官によって射殺されるという事件も起こっている。

この時、4月24日深夜、GHQは神戸で、「日本占領の全期間を通じて最初の、そして最後の「非常事態宣言」をおこなう」（尹前掲書）、これが「神戸事件」である。荒敬の研究によると、23日の大阪の事態は、「小規模非常事態」状況に入った可能性があり、24日の神戸の状況は、「日本警察の手に負えない状況下での地方騒動」に該当すると占領当局が認定した、「限定付非常事態」宣言とする。その背景には、占領軍当局は、5月10日に予定されていた南朝鮮での総選挙と「連動したもの」という認識があった。また連合軍当局は、南朝鮮に正式政府ができれば、朝鮮人の「国籍」問題が複雑になるので、再び「強制送還論」が台頭している。しかし「神戸事件」以後、教育問題は治安問題に発展し、占領軍当局の「直接統治」の側面が現れてくる。48年8月19日の東宝争議では、武装警官1800名だけではなく、第8軍は1個中隊と戦車4台を出動させている（『日本占領研究序説』柏書房、1994年）。

### 3. 「50年問題」と日本共産党の軍事路線

野坂の「平和革命」論は、1950年1月のコミンフォルム論文の野坂批判によって大きく転回する。野坂の占領下の「平和革命」は幻想だとするものである。徳田たち「主流派」は書記局の所感を発表して、コミンフォルム論文に反発す

る（ここから「所感」派とも呼ばれる）。これに対して、宮本顕治や志賀義雄たちは、この批判を受け入れるべきだとして路線の転換を迫った（「国際派」と呼ぶ）。しかし、1月17日の中国共産党の『人民日報』の論説「日本人民解放の道」で、「批判を受け入れる」ことが提言され、これを受けて野坂は自己批判をする。

日本共産党が、「所感派」と「国際派」に分裂するなかで、マッカーサーは、6月6日、共産党幹部24人の公職追放を命じ、翌日は『アカハタ』編集部員17人を追放した。徳田、野坂らは非公然体制に入り、7日には椎野悦朗を議長とする臨時中央指導部が作られた。朝鮮戦争の前夜であったが、GHQも日本共産党も開戦を予測していなかった。朝鮮戦争に対しては、当初「所感派」は関与するなという姿勢であったが、「国際派」は、北朝鮮の解放戦争と結びつき、反帝共同闘争を展開することを主張した。

この動きに対応したのが、共産党内の朝鮮人であった。6月28日、党の中央民族対策部のキャップ朴恩哲は、民族対策部中央会議を開き、祖国防衛中央委員会を組織し、各地に祖国防衛委員会（祖防委）と祖国防衛隊を作ることを決定した（坪井豊吉『在日同胞の動き』自由生活社、1977年）。

ここで野坂は、中国共産党の批判に答えて、一転して急進主義路線を打ち出している。10月12日、『内外評論』に「共産主義と愛国者の新しい任務」という論文を書き、「武装した人民の闘争」を初めて提起する。「ロシア革命のように、都市の労働者の蜂起と人民協議会〔ソビエト〕とが主力となるが、同時に中国革命のような農村遊撃隊が蜂起を援護し（略）、敵を消耗させ、牽制」させるのが重要だとする。

1951年1月1日、祖国防衛全国委員会が、「在日朝鮮人の当面する闘争方針」を発表して、祖防委の全国的な非合法活動を呼びかけた。1月9日には在日朝鮮統一民主民族戦線（民戦）の結成大会が開かれた（坪井前掲書）。

在日朝鮮人の運動が先行するなかで、日本共産党は2月23日から3日間、第4回全国協議会を開催した。「国際派」は除かれ、「所感派」だけの代議委員会だった。ここで軍事方針が決められ、在日朝鮮人と連携し、各地の工場、農村

での民兵として中核自衛隊の組織、農村部での遊撃隊の組織が人民解放軍に発展することが目指される。

10月16-17日、日本共産党は、第5回の全国協議会を開き、満場一致で新綱領を採択した。同綱領の文体は、明らかにモスクワ製であり、日本革命を「民族解放民主革命」と規定している。スターリンの期待する「実力闘争」は、翌52年1月21日の白鳥事件から本格的に始まる。札幌市警警備課長の白鳥一雄警部を射殺した事件である。この犯行を行ったグループは、軍事委員長の村上国治は逮捕されるが、ほとんどは北京機関に逃げ込んでいる。

北京機関とは、50年のレッド・パージの時に、徳田や野坂に逮捕状が出たとされ、毛沢東が直接彼らの「救出」を命じて作らせた機関だと言われている。8月に徳田、西沢隆二、9月に野坂、伊藤律らが行って確立したという。52年5月から55年12月まで日本向けの「自由日本放送」が行われ、北京の日本共産党中央党学校では、1000人からの若者が学んだとされている。同校の校長は高倉テルで、副校長は河田賢治であった。延安の労農学校の戦後版とも考えられる。この組織は、戦前の延安の「日本労農学校」をモデルに作られており、完全な「軍事組織」であった<sup>1)</sup>。元共産党の中央委員だった増山太助は、北京機

---

1) 1940年、野坂は「林哲」と名前を変えて、八路軍政治部の下の日本問題研究室に属し、軍委総政治部主任王稼祥と政治部敵軍工作部長王学文らと密接な関係を持って動いた。夏になると、日本人捕虜のための学校が開かれる。日本労農学校（工農学校）と名付けられ、林哲（野坂）が校長で、副校長は敵工部副部長の李初梨であった。王学文と李初梨も教師になった。王と李は京都帝国大学の卒業生であり、王は特に経済学部で河上肇に学んでいる。趙安博も前戦から呼び帰されて中国語を教えるが、後に副校長になっている。

41年延安の中心地宝塔山の麓に、「延安一立派な校舎」が完成した。5月15日に開学式典が催され、八路軍総司令朱徳以下2000人が参加した。朱徳は講和のなかで、「遠くない将来、日本労農学校学生が帰国して、日本の「八路軍」を組織し、来たって中国の八路軍と手を携え、中日人民解放事業のために、共同して奮闘することを希望する」と語っている。当初の学生数は25名であった。41年秋には、辺区政府参議会議員の選挙が行われ、日本人反戦同盟の森健（吉積清）が、日本労農学校（100人）、敵軍工作幹部学校（200人）、軍政学校（2000人）、魯迅芸術学院（2000人）を母体とする選挙区で立候補し、次点になるが繰り上げ当選している。

ここで野坂が中国の共産党から学んだのは、1940年2月に中国革命の構想として出された「民主共和国」論であり、荒木義修も指摘しているように、毛沢東の「新

関から帰った小松豊吉から、中国での「日本人民軍」の訓練の話聞かされている（『戦後期左翼人士群像』柘植書房新社、2000年）。また松島榮一の勧誘で北京機関に行った犬丸義一は、「中国のマルクス・レーニン学院で研究するために行ったが、いきなり鉄砲を持たされ面喰らったという」（下斗米伸夫『日本冷戦史』岩波書店、二〇一一）。犬丸は、「河北軍官学校の跡」に「日本の党学校があり、中国の解放戦争に参加した日本人と日本から亡命した少数の者が集まっていた。校長文山＝高倉テルであった」と語っている（「私の戦後と歴

---

民主主義論」は、コミンテルンの第7回大会の統一戦線論から学んだ「国共合作」の経験から生まれたものであるが、スペインの人民戦線の経験に大きく学んでいる（エドガー・スノーも『中国の赤い星』のなかで指摘している）。「新民主主義」という概念は、ディミトロフの言う「民主的共和制」、人民民主主義、トリアッテイの言う「新しい民主主義共和国」に由来している。また野坂は、延安のなかで、整風運動などを通して、中国共産党の大衆路線を学んだ。戦後、野坂が唱える「愛される日本共産党」は、「愛される八路軍」のコピーであった。

しかし、何より重要なのは、32年テーゼの「天皇制の転覆」に対して、この時期の野坂は、政治制度としての天皇制と、民衆のなかで「半宗教的役割を演じている」天皇を区別し、前者は「即時撤廃して民主的制度が実現されねばならぬが」、後者には「われわれは用心深い態度をとらねばならぬ」とするものである（『野坂参三選集・戦時編』日本共産党、1962年、454-6頁）。

日本の敗戦が決定的になった、44年7月22日、連合国在華司令官スティルウェルの派遣する米軍視察団が延安を訪れた。パレット大佐を団長とする「ディキシー・ミッション」である。野坂らの日本人民解放連盟（44年1月に反戦同盟を改称）も、彼らを歓迎している。野坂は、この中の国務省の中国通のジョン・サーヴィスやエマーソンらと会談し、彼らは野坂の民主主義革命論に共感し、エマーソンは、日本共産党を日本民主化のためのアメリカの協力者に活用するよう本国に提言している。

当時、野坂を含めた中国共産党と西ヨーロッパの共産党とは、コミンテルンは解散していたが（1943年5月）、何らかの連絡があったことは想定される。43年7月にイタリアが降伏すると、帰国していたトリアッテイは、「国王退位問題」で、国王個人と君主制の混同を批判している。ただ、東欧の民主革命を野坂からが、どう受け止めていたかを直接的に示す資料は未見である。

日本人反戦同盟と並んで、延安には朝鮮独立同盟があり、45年2月には朝鮮革命軍政学校が開校された。金科奉が校長で、朴一禹が副校長であった。海外工作委員で野坂の下にいた朱徳海が管理科長をしており、学生数は200人を超えていた。和田春樹も指摘しているが、「日本人反戦同盟と朝鮮人独立同盟の関係は、日本共産党における朝鮮観の問題として検討を要する」問題であるが、よく分っていない（和田前掲書）。

史学』『年俸・日本現代史』8号, 2002年)。このように日本共産党の指導部を中国に移し、そこで「日本人民軍」を作ろうとしていたのである。

この時に日本国内でも、「武力闘争」は頂点を極め、52年5月からは東京都の小河内ダムの建設現場では、早稲田大学の学生が横田・立川基地への軍事電力供給のダム建設に反対する山村工作隊として入山していた。早稲田大学では4月頃には中核自衛隊が拠点を作り、民族解放早稲田突撃隊が組織され、火炎ビン闘争が起こっていた。5月1日の皇居前広場での「血のメーデー事件」があり、「五・三〇記念闘争」の新宿駅前と板橋区の巡査派出所が火炎ビンで襲撃された。板橋では死者3名、逮捕者36名を出している。

続いて「解放戦争2周年救国月間」に起こった6月25日の行動は、全国167カ所で起こった。主役は朝鮮人であり、東京新宿のスケート場でも5000人の集会が行われた。集会後、警官隊と衝突して29名が逮捕された。うち8名が朝鮮人であった。この日の行動は、大阪の吹田でも行われ、反戦集会に集まった1000人の群衆は操車場に突入し、警官隊と衝突した。250人が逮捕され、そのうち朝鮮人は92名以上いたと言われている。さらに7月7日には名古屋市内で大須事件が起こっている。ソ連・中国を視察帰国した代議士の歓迎集会に参加した5000人が無届けデモを行い、警官隊と衝突した。269名(うち朝鮮人150名)が逮捕され、150名が騒乱罪で起訴された。もちろんこれらは代表的なもので、全国に無数の闘争が存在する。

日本共産党は、1955年の第6回全国協議会(6全協)で、これらの運動を「極左冒険主義」と自己批判しているが、これらの運動は、長い間、戦後史の闇のなかに消えていて、語ることさえタブー視されてきた。しかし、いかに朝鮮戦争の下であっても、これだけの日本人と朝鮮人の共同闘争があったのを、無視するのは不自然である。しかも、多くの犠牲者を出した問題である。

## おわりに

詩人の李哲も語っているように、「読み書きのできないおじいちゃん、おばあちゃんでも、日本共産党は戦前から自分たちの味方であったし、(略)共産

党を助けることはすなわちわが祖国、わが民族のためになるのだと思っ  
ていましたね。(略)ですから「一匙運動」といって、ご飯を炊くとき、一匙は活動  
家のためにとっておいたものですよ。これに象徴されるように、少なくとも戦  
後のある時期までは、朝鮮人ぬきで地方での共産党の活動は考えられないもの  
であった」(『季刊三千里』第48号, 1986年)。ところが、尹健次も指摘してい  
るように、「日本共産党自体、現在まで在日朝鮮人運動と共産党との関係につ  
いてはほとんど何も、記録を公表していない」(『「在日」の精神史 1』岩波  
書店, 2015年)。

だが1955年の日本共産党の6全協に対しては、60年代でも次のような批判が  
あった(佐山信次郎「解説」, 『日本共産党批判』三一新書, 1964年)。

六全協はどういうわけか(51年綱領の-引用者)「当面の要求」が完全に正し  
かったことを確認している。そのうえ党の根本的自己批判が、軍事方針の最終  
責任者の追求にいたることをおそれ、まったく不徹底なままで、過去にさかの  
ぼる自己批判をやめさせた。このことは、六全協を境として再編成された新し  
い交流派が、中国的思考方法にもとづき、(北京機関から-引用者)白山丸帰国  
者のような特異なカードを各機関に配置し、実質的一種の党内中国派として  
スタートしたことを語っている。

今日では、6全協が51年綱領の軍事方針を否定できなかったのは、ソ連共産  
党のスースロフらの介入があったことが明らかになっている(袴田里見『私の昭  
和史』朝日新聞社, 1978年)。しかし、中ソ論争、とりわけ部分的核実験停止協  
定をめぐる分裂以降、確かに60年代前半の共産党は、中国共産党の影響力の強  
いものであったが、それがほぼ一掃されるのは、66年の文化大革命以降であ  
った。

最後に4・3事件にも「吹田事件」にも関係した詩人の金時鐘は、「吹田事件」  
の50周年シンポで、「日本という経済大国は人類史上初めて非武装・反戦の平  
和憲法を持っている国です。それを守りとおすならば何十倍もの平和の力を発  
揮できるだけのものを持っています。人類の英知を日本は今、むざむざ捨てよ  
うとしているのですね」。「吹田事件」は、再び起きねばならない事件かもし  
れません」と語っている(『わが生と死』岩波書店, 2004年)。

## 占領史研究の視点

—「神戸事件」から見えてくる占領の内実—

荒 敬

### はじめに

本報告では、「神戸事件」から見える、日本占領期のいくつかの論点を取り上げたい。

1948年4月24日、朝鮮人学校の閉鎖をめぐって神戸市で生じた「阪神朝鮮人教育闘争」事件に対して、占領軍は、日本占領下で一時期であったが初めて「非常事態」が宣言され、「直接軍政」が行われた。『GHQ正史 16 外国人の取り扱い』（127頁）には、25日に大阪・神戸地域に「限定付非常事態」のもとにおかれたとの記述がある。

第八軍司令官アイケルバーガー中将は、26日、「占領軍の政策と占領軍の安全に有害な」「暴動」との声明を發した。「占領軍の政策と占領軍の安全に有害な行為」とは何か、不明な点の一つである。

第八軍司令官は、マッカーサー直下の戦術部隊のトップに位置する。本来ならマッカーサーの役目であるが、マッカーサーは連合軍最高司令官（SCAP）と極東軍総司令官（CINC/FECOM）の二つの顔をもっていた。アイケルバーガーはSCAPの代理として対応したのである。そもそもSCAPの権限とは何か、充分に明らかではない。

また教育問題はSCAP総司令部の民間情報教育局（CIE）の管轄であり、地方レベルでは軍政部隊が監視・対応することになっていた。神戸事件では占領軍の対応は軍政部隊から戦術部隊へと代わった。戦術部隊は純軍事的な意味で占領を担保した。他方、軍政部隊は非軍事（民事）的業務を担当した。占領当局は教育問題から治安問題へと対応を変えたのである。あらためて軍政とは何か、を考える必要があるだろう。

日本占領は、連合軍（主に米軍）による「間接統治」であったとするのが定説である。だが軍隊の解体をはじめ外交権の停止、検閲等の「直接統治」の側面もあった。とくに「神戸事件」で逮捕された人々は、占領軍が日本の裁判制度ではなく、米国陸軍の軍事裁判にかけられた。この事件での「直接統治」的性格を如実に示している。軍事裁判ではその行動を「反占領行為」と認定した。軍事裁判の制度はどうなっているのだろうか。

不明なところは、まだあるが、その一部を補足しようと思う。

## I 「神戸事件」の特徴と補足

### (1) 「間接介入（内面指導）」から「直接介入（直接軍政）」へ

① 1948年4月15日の日本警察による検束・逮捕により「学校閉鎖（立ち退き）反対」に加えて「逮捕者の釈放」が加わった。この検束・逮捕は、3月に新警察法が施行された直後であった日本警察の実力を軍政部隊に示す機会となった。

② 23日の当局者会合でリーコップ県軍政部長は「消極的」であったことについて。神戸市警にリーコップは「実力行使」を強力に迫るが、占領軍の軍事的アップに関しては「消極的」であった。県軍政部司令官は神戸基地の戦術部隊（憲兵等）を出動させる権限はなかったためと思われる。また神戸市警は新発足した「自治体警察」であった。リーコップはその実力を確かめようとしたのか。

③ 24日夜の当局者会合でメノア神戸基地司令官が「非常事態」宣言断行を確認の上、実施した。

④ 「直接軍政」が敷かれ、検束等警察権を掌握した。

### (2) 「非常事態」について。「神戸事件」では「限定付非常事態」であった。

① 宣言と「直接軍政」発動の権限はSCAP（連合軍最高司令官）にあった。しかし、実際はメノア神戸基地司令官が行った。

② 26日、アイケルバーガー第八軍司令官が声明を発表した。本来なら①②は、SCAPが行うはずであった。その意味でマッカーサーの了承のもとに

実施された。

- (3) 逮捕者は軍事裁判にかけられた。「占領目的違反行為」とについて（後述）
- (4) 占領軍との連絡には連絡調整神戸事務局の役割が大きかった。連調事務局は2月に改組されたばかりであった。芦田均内閣で、文部・警察・司法等が一体となって対処した。この点は際立った特徴である。

5月1日、芦田首相は第八軍司令官アイケルバーガーを訪問し「朝鮮人学校閉鎖問題に関連して起った神戸、大阪の騒擾事件の際、司令官自身出張し、事態を收拾されたことに謝意を述べた」（横浜事務局『執務報告 第十四号』昭和二十三年五月）。

- (5) 極東軍司令部も国務省も南朝鮮での単独総選挙との関係を重視し、早期「解決」を日本政府に求めた。

## II 「軍政」について

以下に米国陸軍省による占領地域の統治方法に関して補足する（Dept.of the Army, “The Army Almanac,” 1950, U.S.Government Printing Office, Washington D.C., pp. 755-756.）。

米国陸軍省の規定では、①「占領地（Occupied territory.）」とは、武装占領軍がCA/MG（軍政/民事）を実施している、あらゆる地域（area）を意味する。」占領地では軍政/民事が実施される。

②では「軍政」とは何か。「軍政は、敵国等の土地、財産、住民に対する、武装した占領軍（軍政）は、敵国等の土地、財産、住民に対する、武装した占領軍（armed force）が行使する最高権力である。」「CA/MGでは、軍司令官（the military commander）が占領地域等において、実行する行政（administration）に関する全ての権力と責任をもつ。」つまり軍司令官が最高権力であった。その典型は戦後直後の沖縄での米軍支配で軍司令官が軍政長官を兼任した。

日本本土では、連合国軍最高司令官（SCAP）がトップに位置し、基本的に「軍政」が敷かれた。その意味でSCAPは実質的に「軍政長官」だった。1945年10月2日に設置された総司令部（GHQ/SCAP）以降の体制は、特別参謀部とし

て民政局，経済科学局，民間情報教育局等が配属され，政治・経済・社会等の民主化改革を進める。それは日本政府の残存に対応した体制であった。そこに「民事」的な性格が強まった。日本の占領統治の方法は軍政と民政の両側面をもっていた。

③「CAまたはMGかの占領のタイプ（型）は，責任ある軍司令官が遂行するコントロール（統治）の度合いによる」。すなわち支配の強弱という意味と思われる。日本占領では，第八軍に軍政局を残した。ここに日本占領の軍政体制の特徴がある。

### Ⅲ 軍事的処罰「占領目的」「占領軍の安全」に対する行為

#### ★南朝鮮での単独総選挙実施との関連

2月7日，南朝鮮で労働者が単独選挙反対のゼネストを決行し，農民・学生ら200万人が9日まで反対行動を続行した。検挙者・死傷者は数万人にのぼり，反対運動は全国化した。その後も反対運動は継続し逮捕者が続出した。反対運動派に対する鎮圧が激しかった済州島では，4月3日，島民の約10分の1にあたる3万人以上が決起した。反対の武装闘争は選挙実施日の5月10日まで続いた。

このような動きと在日朝鮮人の関係を，GHQ・FECOM（極東軍総司令部・マッカーサー総司令官）は，4月10日，「在日朝鮮人のうち，特に大阪地区在住の異端分子は，朝鮮での大規模な暴動と連帯して，在日占領軍を困難に陥れる目的のために示威運動を行い，暴動を起こし，他の民衆騒擾を支援するかもしれない」と警戒を強めた。

この認識から総司令部は民族教育闘争を「反占領行為及び占領目的行為違反」「占領軍の安全と占領目的の達成を害する行為」とみなした。

この政策・方針の淵源を見たい。

- (1) 1945年9月22日に日本国民に公表された「初期対日方針(SWNCC150/4,)」は，日本の政治形態の変更のため，「占領軍の安全と占領目的に反しない限り」

との条件を付していたが、日本国民による「実力行使」容認を明記した。

マッカーサーは、「実力行使」を認めなかった。また「占領軍の安全と占領目的に反する」行動の取り締まりを進めた。

(2) 1946年5月、食糧メーデーに対しての「暴民デモ禁止」声明

5月12日、皇居への食糧危機デモが行われ、14日、15日へと継続した。また12日、14日には世田谷区で「米よこせ区民大会」が開催された。他方、15日の対日理事会で米国代表アチソン議長代理が「共産党を歓迎せず」と声明。

17日に東京で食糧獲得運動が盛んとなり、世田谷から中野・杉並・京橋などに拡大した。19日、食糧メーデー（飯米獲得人民大会）が開催される。占領軍は装甲車を出動させた。

翌20日、マッカーサーは、「暴民デモ禁止」を声明（Statement by General MacArthur, May 20, 1946.）。21日、米軍東京憲兵司令官が声明を勧告（『朝日』5月21日）。

総司令部の「正史」は、次のように記述した、すなわち、「幾つかの騒動的示威運動の後、最高司令官は1946年5月20日、大衆示威運動における思慮分別と、騒動を避けることを強く求める声明を発した。彼は大衆的な群衆行動が自己規制によって避けられないならば、抑圧は治安を維持するために課せられねばならぬであろうと警告した（Press Release, PRO, USAFPAC, 20 May 1946.）」（『GHQ正史・警察と治安』82頁）。以下に全文を掲載する。

「余は日本国民に対し、大衆運動が多数による暴力および人身に対する脅迫を伴うよう組織的に指導される傾向は、日本の将来の発展に対する重大な脅威であることを警告する必要があると思う。大衆運動がどんな方法によって行われても、現在進行中の封建的・軍国主義的国家から民主主義的国家への進化の過程において、合理的である限り許されるべきであるが、規律のない分子が既に行いつつある人身に対する暴行の継続は許されるべきでない。このような行為は秩序ある政治のみならず、占領軍の目的および安全に対する脅威であって、日本民衆中の少数分子が事態の要求するように自制・自尊

し得ない場合は、余はこのような嘆かわしい事態を統制矯正するのに必要な措置をとるのやむなきにいたるであろう。

余は日本国民の大多数は、統制のない少数分子によるこのような越軌行為を非とするものと信じ、健全な世論の力により占領軍の介入を必要としないようになることを切望する。」

ここには、①大衆示威運動が共産党「少数派」が指導している、との認識により「多数派」と分断すること、②「少数派」が指導する運動は、「占領軍の目的および安全に対する脅威」となり、占領軍の「介入」（鎮圧・抑制）もありえることを示した。

その結果、6月11日、ポツダム勅令第311号「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する件（“Imperial Ordinance, No.311,” 11 June 1946.）」を發布し（7月15日施行）、続いて6月13日、吉田内閣は、「社会秩序保持に関する政府声明」を発表した。大衆運動・労働運動を規制する措置について言及し、生産管理は労働争議として正当とは認めない、とした（『中部日本新聞』『朝日』6月14日）。

### (3) 1947年、「二・一ゼネスト禁止」命令

ESS（経済科学局）が作成し、マーカット局長が「共闘」代表に正式命令として通告した。禁止の理由は「占領目的違反」であった。ゼネスト断行の場合は、憲兵・対敵諜報部隊が出動し、逮捕するなど「弾圧計画」もあった（竹前栄治『戦後労働改革』1982, 157-173頁）。

## Ⅳ 事件後の日本警察当局の対応 ～警察法の「非常事態」規定に関連して～

事件後、警察当局は「非常事態」に関する警備体制を整備する一方、国公委の運営方法を改め、さらに警察法「改正」の検討に入った。

5月18日、国家公安委員会と斉藤昇国警長官が協議して、『国家非常事態要綱』

を決定した。その内容は(1)国家非常事態の発生を見た時は国家公安委員会は直ちに事件の内容を協議し、総理大臣に布告の勧告を行なう。布告された時は警察の末端まで伝達し指揮命令の系統を規定すること、(2)全警察官が統合されたときは、直ちに全国各管区、各都道府県に警備本部が設置され招集された警察官の隊編成を行なうこと、(3)国地警本部・全国六管区本部及び各都道府県に輸送・通信・食糧・救護等からなる「国家非常事態警備協議会」を設け非常事態に対する計画を常に研究することなどを具体案としていた。これは即日、各管区本部に通達された(前掲『京都警察史 第3巻』785-786頁)。

『要綱』は以後、府県レベルで具体化されていくことになる。例えば国警福島県本部が6月30日、「機動班設置要綱」を定め、福島・郡山・平の三地区警察署に機動班を設置した。「設置要綱」によると機動班は「常に(県)本部と連絡を密にし非常事態に対しては国家非常事態警備要綱により処置するものとする」とされた(『福島県警察史 第2巻』1982年, 1464頁)。また福島では国警と自治警、自治警相互の協力を規定した警察法第四章に基づいて5月23日、「国家地方警察と自治体警察との協定」を締結した。それは「相互の警察運営と職務遂行上の円滑化を図るため」であった(同前, 1569頁, 詳細は同著を参照)。京都でも自治体警察規模の「非常時」に対処するため京都府警(警察長)から各自治体警察宛に「京都府警非常警備計画」が送達された。これによって各自治警は「非常警備計画」を策定した(同前(『京都警察史 第3巻』, 786頁, 詳細は787頁以下参照)。新潟県では各公安委員会相互間で48年6月29日、「騒擾災害等予期し得ない事案の警備に関する協定」が締結された(『新潟県警察史』昭和34年, 894頁, 内容説明なし)。

また国家公安委員会の運営方法については6月15日の定例委員会で協議された。その内容は非常事態が発生した場合、会議の招集が出来ず、また招集が出来ても三名以上の定員を得ることが出来ないときは、委員長または在京委員が国家公安委員会の権限を行使することが出来ることとし、次の会議で報告するものとした。さらに国地警本部長官は事態によって臨時会議の招集を要請でき

るとした（『政治新聞』1948年6月16日）。

### おわりに

「神戸事件」から学ぶことは多い。反面、不明な点も多い。「軍政」とは何か、いまだ理解しがたい。神戸事件は「間接統治」の中の「直接軍政」のカタチを明示した稀有な事例である。軍政体制の維持は、緊急時に「直接統治」へ転換するためであった。それは「限定付非常事態」の場合のみである。「小規模」「大規模」でもあり得ない。「軍政」は、1949年7月、地方レベルで名称を「民事」と変え、50年に第八軍軍政局民事局としてGHQ/SCAP（連合軍最高司令官総司令部）に移管される。これは占領政策の転換に基づく日本政府の“自治権回復”“事実上の講和”に対応していた。これは「占領のタイプ」の転換を意味した。「支配の度合い」が変化したのである。

極東軍（Far East Command, FECOM）の実態も不明瞭である。1947年1月に米空軍が独立したのを機に、陸海空3軍編成となった。それにともなって極東地域を管轄していたAFPAC（米太平洋陸軍）は極東海軍・極東空軍と統合した。極東軍総司令官（CINCFE）マッカーサーが就任した。管轄地域は日本、琉球列島、フィリピン、マリアナ・ボニン（小笠原）諸島であったが、フィリピンに関しては軍事的責任のみを負い（民政的責任を持たない）、南朝鮮には引き続きJCS直轄の在韓米軍（USAFIK）が駐留した。この視野からの研究も課題となっている。

## 占領下の沖縄をめぐる脱植民地化の重層性

沖縄国際大学 鳥山 淳

### 1 占領直後の意識から

- ・日本統治権の停止を宣言した直接占領の開始
- ・存置された米軍基地，復興の停滞，先送りされる自治

#### ●沖縄諮詢会における“自治”への期待と失望

「沖縄の歴史を振り返ってみると，列国間にあって弱小諸島であったため歴史的に苦難を経てきたが，このたび幸か不幸か，大東亜戦争で日本のキハン（きずな）から離れ，アメリカの勢力下にはいったので，アメリカの人類正義とキリストの人道愛とに抱かれたことを幸いに，戦争の禍を幸に転じ，理想的な沖縄を建設することが私の新沖縄建設に対する意見である。」（当山正堅：沖縄諮詢会文化部長 45年12月）<sup>1)</sup>

「猫と鼠の言に一夜考へさせられた人道問題であるから私も辞めたい気になった」（当山 46年3月）<sup>2)</sup>

「弱小諸島」ゆえの「歴史的な苦難」から解放されるかもしれないという期待感

⇒占領を体感する中で早々に失望へ

1) 仲宗根源和『沖縄から琉球へ』（月刊沖縄社 1973年）144頁。

2) 『沖縄県史料 戦後1 沖縄諮詢会記録』（沖縄県教育委員会 1986年）499頁。

「猫と鼠の言」：ワトキンス民政官による発言：「例へば軍政府は猫で沖縄は鼠である。猫の許す範囲でしか鼠は遊べない」，「講和会議の済むまでは米軍政府の権力は絶対である」

## ● 地上戦の破局を背負って語られる“賠償”

「我々は今日迄日本に利用されていたのである。……日本の侵略に依って沖縄は今日の悲境に付き落とされたのである。故に我々は堂々と日本に対し賠償を要求し得るの理由を持っている。……今から米国にその実情を訴へ、国際連合にも参加して、日本に対する我々の要求を世界の与論とする様に努めねばならぬ。」(桃原茂太：元衆院議員 47年5月)<sup>3)</sup>

「幾多の我々の同胞を戦死をさせ沖縄を焦土と化さしめ住むに家なき悲惨極まる姿を無視してかへり見なかった事に対して私は日本に対し非常な怨を持つに至ったのであります。……アメリカにしる戦争に勝ったら敗戦国民を保護し救うのが責任である。これは人類道徳上からも世界国際法に於てもはっきり決められて居るにも拘らず我々の最低生活さへも保証してくれない」(兼次佐一：沖縄人民党 47年9月)<sup>4)</sup>

「我々沖縄人の運命はロンドンに繋りニューヨーク、南京、東京に繋がっている。即ち沖縄を支配する者は他国であることを思はねばならぬ。我々を支配するこの者を恐れることなく見極め我々の生きる道を求めねばならぬ。慎重に現実のこの姿を批判して、この中からのみ沖縄民族解放の道を見出さねばならぬ。」(瀬長亀次郎：沖縄人民党 47年9月)<sup>5)</sup>

沖縄を地上戦の惨禍に突き落とした日本国家に対する怒り、復興のための賠償要求

他国による「支配」から脱して「沖縄民族解放」を目指すという意識

3) 『那覇市史 資料篇第3巻5 戦後の社会・文化2』(那覇市市民文化歴史資料室 2005年) 49～50頁。

4) 「沖縄人民党に関する書類綴 一九四八年一月～」(沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書)。

5) 同上。

## 2 講和会議を目前にした意思表示

- ・長期保有政策の決定（基地の固定化）
- ・経済援助（ガリオア資金）の急増，復興事業の本格化

### ●日本帰属の訴え

「日本に治められやうとするものではなく，自分等の運命を自分等の力によって切りひらく為めの最も最善な行方を主張している」（兼次佐一：日本帰属促進期成会 51年5月）<sup>6)</sup>

「最も大きい，これなしには如何なる復興計画も計画だけに終るような基本的な課題は，日本の経済と断ち切れ，日本の人民と分離している事実である。（中略）我々は沖縄の生産を增強し貿易を興して完全に自治え進んで行くためには，以上書いた理由からも，即時に日本に復帰せねばならぬし，又当然することを確信するものである。」（沖縄人民党青年部 51年7月）<sup>7)</sup>

占領から脱却し，自治と復興を実現する道すじとして唱えられる日本帰属

### ●日本帰属への異論（復興の可能性をめぐって）

「現実を直視するとき，また経済復興が日本によっては望むべくもなく米国の援助に頼る外ないことを考えるとき一定期間の信託統治が必要でありかつ必然的だということは既に多くの識者が考えている事実でこと新しいことではないだろう。何よりも重大なことは如何にすれば速に経済を復興して自立態勢を整えられるかという点にあるのであって概念の遊戯に等しい非現実的な空論を振回してゼスチュアのみにとられることは我々のとらないところだ。」（比嘉秀平：琉球臨時中央政府主席 51年6月）<sup>8)</sup>

6) 兼次佐一「再び日本復帰提唱(4)」『うるま新報』1951年5月25日

7) 『世論週報 特集号 日本復帰論』（1951年7月）59～60頁。

8) 『うるま新報』1951年6月21日。比嘉秀平は，翌52年4月から琉球政府の初代行

「沖縄が日本に包含された場合は、沖縄人の利益は全日本八千万人の利益に従属する……現在の日本援助費と琉球援助費は凡そ十対一程度であるが、これが日本の一県となった場合には何十分の一に切下げられると考えることが正しい……植民地化という点にからんでわれわれの想いおこさねばならぬことは、日本施政時代において沖縄人は日本から朝鮮同様の植民地的扱いを受けて来たという歴史である。敗戦後の日本が如何に民主化されたとしても人間の感性というものは十年や二十年で変わるものではない。戦時中にわれわれ沖縄人が日本軍隊とアメリカ軍隊とから受けた待遇の差を今一度われわれは思い出すべきであろう。」(池宮城秀意：うるま新報社長兼編集長 51年3月)<sup>9)</sup>

急増した経済援助に復興の活路を見出そうとする思考(協力の論理の台頭)  
重層的な“植民地化”の狭間で志向される「沖縄人の利益」

### 3 破綻する協力と“島ぐるみ”の運動

- ・ 講和条約第3条による占領継続
- ・ 軍用地問題の激化⇒渡米折衝団の派遣⇒プライス勧告<sup>10)</sup>の衝撃(56年6月)

#### ● 「植民地化反対」という占領批判(53年4月)

立法院補欠選挙での野党連合の訴え：「琉球植民地化政策反対 占領政策継続反対」「国連憲章と世界人権宣言に謳われておる個人の基本的な人権擁護と民族の自主独立自由平和の確立の大理想を我々の郷土琉球にも実現する」<sup>11)</sup>

---

政主席に任命された。

9) 池宮城秀意「日本復帰は何を意味するか(1)・(2)」『うるま新報』1951年3月17日・18日。

10) 米下院軍事委員会の報告書。55年10月に現地調査を行ったうえで、沖縄側が最低限の要求として訴えていた「四原則」を却下し、地料の一括払い方式と新規接収を承認した。

11) 『琉球新報』1953年3月17日。

野党連合の圧勝⇒米民政府による当選無効の決定⇒植民地化反対共同斗争委員会を結成

●基地拡充への反発

土地収用令（53年4月）による新規接収の激化

「正面切った「独立論」や「信託論」が完全に政治的に敗北し「日本帰属論」が琉球の政治をリードすることになった根本のものは何でありましょうか。……それはもっぱらアメリカの援助に対し見切りをつけねばならぬような事実が次々に出て来たためであるとみるのが正しいでせう。……特に土地問題で最近住民の神経を刺戟したのは安謝部落の無警告ブルドーザー進駐であります。……これは沖縄人の心をブルドーザーのカタピラに轢いたようなものです。」（池宮城秀意 53年4月）<sup>12)</sup>

●かすむ復興、日本政府への要請

「断ち切られた紐帯を結び合わせて再び一となし、直接的に相通じ、交歓し合う条件下に復さない限り、南西諸島の再建興隆は不可能なることは百万住民が自らの民族的感覚によって過去八ヶ年に体得し尽した信念……経済の復興・産業の再建は、祖国経済圏の一環として祖国産業の一翼として処理されない限り不可能である」（琉球政府 53年1月）<sup>13)</sup>

経済援助の減少⇒混沌とする復興の見通し⇒協力の論理の揺らぎ、渡米折衝への賭け

---

12) 池宮城秀意「ルイス民政官への公開状（中）（下）」『沖縄朝日新聞』1953年4月21日・22日。

13) 『沖縄県農林水産行政史 第13巻（農業資料編Ⅳ）』（農林統計協会 1983年）602～603頁。

●破綻した協力の論理、噴出する批判（56年6月）

「私有財産を否定し、人権を無視するものは共産国家である……他民族を犠牲にして繁栄する国家があるとすれば、それは弱肉強食の暗黒世界である」（新里銀三：立法院議員）<sup>14)</sup>

「戦争中勝つ為に一億一心をとえさせ負けた時は沖縄だけを犠牲にするとは、日本政府も言わなかった……戦争中沖縄は親兄弟を失った犠牲だけでなくです。」「荒果てた沖縄が立上るまで日本政府が補助するのは人情であり義務であり、責任があると私は考える。」（新聞投書）<sup>15)</sup>

「暗黒」として知覚される占領下の未来  
問い直される日本国家の責任、地上戦の惨禍から地続きの苦難

#### 4 援助を求める訴えと沈静化の回路

- ・ 占領を黙認する日本政府に対する反発の強まり
- ・ 南方同胞援護会（56年11月設立）を介して日本政府からの援助（援護）の開始

●日本政府への反発と援助の要求

「本土における米駐留軍の引上げによるシワ寄せが沖縄に波及して来ている面もあるので日本政府としても日本全体の問題としてとり上げていただきたい」（渡日代表団 56年6月）<sup>16)</sup>

「如何なる民族もその意に反して異民族の支配を受けることがないということは、国連憲章の大精神であって……それにも拘らず、そのために最も積極的でなければならない日本政府が何等の対策も講ぜず放任している……八十

14) 『琉球新報』1956年6月13日。

15) 『沖縄タイムス』1956年6月30日。

16) 『沖縄タイムス』1956年6月26日。

万住民の意志が徹底的に無視されたのが日本政府の手による一九五二年の講和条約第三条であったし、更に昨年六月の条約第三条を再確認した日米共同声明であった……」（立法院決議 58年4月）

「講和発効による日本独立の喜びの裏に、琉球列島が身売りの苦悶に立たされたことを忘れてはならない。……今なおあらゆる犠牲は沖縄へのシワ寄せが強いられている。……すぎるべきよるべは沖縄を身売りした母であり、祖国政府でなければならない。政府は沖縄の苦悩に対し、本土の都道府県と同様な国土総合開発計画の一環に入れていただきたい。」（沖縄市町村長会決議 59年1月）<sup>17)</sup>

#### ●援助（援護）の投下による沈静化

「沖縄は大戦の最終段階において、本土九千万国民の身替わりになって大きい犠牲を払ったのである。沖縄同胞が国土防衛の第一線に立って、少年少女にいたるまで十数万の戦闘協力者が八十余日に亘って、砲火の下を馳駆奮戦し、文字通り屍山血河の廃墟のなかに玉砕した事実は本土国民としては、ただ手を拱いて見送るわけにはゆかぬ。」（淵上房太郎：南方同胞援護会初代副会長 62年）<sup>18)</sup>

「反米感情はだんだん強くなって、ややもするとコミュニストがこれを利用し、うっかりすると沖縄が共産勢力の土地になりはしないかということすらわれわれは心配して、どうしても同胞諸君にあたたかい援護の手を差伸べようと、できる限りの手を打ってきたわけです。」（高岡大輔：南方同胞援護会理事 59年1月）<sup>19)</sup>

17) 『沖縄と小笠原』1959年2月5日。

18) 淵上房太郎『沖縄二十五年—施政の跡を辿る』（南方同胞援護会 1962年）32～33頁。

19) 『沖縄と小笠原』1959年1月15日。

## ●再構築される協力の論理，抱え込まれた告発

「今すぐに祖国復帰が実現できるということは全く考えられない……積重ね方式により，可能な一つ一つについて祖国と直結し，実績を積立てて目標に到達する」

「米国の一方的統治のワクを外して拵げ，そこに祖国をも迎え入れる。それで祖国との一体化が実現するし，眠れる主権が目覚めた主権になる動機を作る。」（沖縄自由民主党『祖国への道』<sup>20)</sup>

「沖縄は戦争で九千万同胞の身代わりとして犠牲を強いられ，一人として遺族でないものはいない。それにもかかわらず平和条約の締結に当たっては，住民の声もきかず，現在のような不自由な地位においたことに強い不満を感じる。また独立を回復しても積極的な援助がなく沖縄に対する施策を推進する力が足りなかった。」（新里清篤：沖縄自由民主党幹事長 61年6月）<sup>21)</sup>

「第十五回国連総会において「あらゆる形の植民地主義をすみやかに，かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する」旨の「植民地諸国，諸人民に対する独立許容に関する宣言」が採択された今日，日本領土内で住民の意思に反して不当な支配がなされている……」（立法院決議 62年2月）

「いかなる形の植民地もこれを認めない，という精神を引用した」（新里 62年2月）<sup>22)</sup>

援助（援護）を介して維持される支配関係，沈静化の回路の担い手が抱え込む告発

日本国家に突きつけられる責任：「植民地」の黙認

20) 『祖国への道』（沖縄自由民主党事務局 1960年）2頁，22頁。

21) 『沖縄タイムス』1961年6月14日。

22) 同1962年2月3日。

## 5 崩壊の淵をのぞきながら

- ・地上戦で崩壊した砂糖経済（50年時点で戦前の5%程度）⇒50年代終盤まで低迷
- ・甘味資源自給強化策を受けて大幅に拡大⇒自由化への転換によって縮小へ

### ● 「農村の移民」という問い

「一九四七年にはキューバの生産高が二倍以上に増大したのに起因して世界合計三、四一四万七千屯となって戦前の生産高と略々同一の生産高となっている。一九四八年にはこれを上回る予想である。これは琉球の糖業に対する警告である。……台湾を失った日本の糖業は世界生産高の過剰とあいまって、到底その再建は望むべくもない。これらの条件は必然的に琉球に於ける糖業の没落を予告するものである。……全琉球の就業人口の七割を占める農家の没落は琉球の没落を意味するものでなくして何であろう。ここにわれわれは、琉球経済の全面的崩壊という現実を直視して、経済再建への基本政策を確立しなければならない。」（西銘順治：琉球貿易庁 49年9月）<sup>23)</sup>

「過去において農村の疲弊は、日本その他海外への移民となって現われたが、この移民も農村経済の疲弊を本質的に解決するものではなかった。……この農村の移民は、今日軍作業、土木工事などに吸収されているが、平和の到来とともに失業人口として顕現することは必至であり、これがひいては大きな社会不安を醸成することは、火をみるより明らかである。」（西銘 50年2月）<sup>24)</sup>

50年代後半になっても戦前の半分程度⇒59年から日本政府の甘味資源自給強化策（輸入関税の強化）⇒本土製糖資本との合弁による大型分蜜糖工場の建設（58年度の3社3工場から62年度の12社13工場へ）⇒戦前の2倍に拡大（さと

23) 西銘順治「経済再建への指標としての—琉球貿易の構造的特質」『琉球経済』1949年9月号、7～8頁。

24) 『沖縄と私 西銘順治評論集（全）』（月刊沖縄社 1968年）147～148頁。

うきびブーム) ⇒63年に日本政府が輸入自由化へと転換

「国内糖価は、生産費を割る線迄著しく下落し、沖縄のきび作農家は危機に直面し、沖縄経済は崩潰の関頭に立たされました。……これが政府の施策の結果としてなされたにも拘らず、その救済措置が講ぜられないことに内心私達は泣いております。はっきり申し上げましたら十幾万の尊い血を流し、生命を捧げて国を守らんとし至誠泰国の誠は犬死にとなり、人質として国の繁栄の蔭に泣かされてよいものでしょうか？」(市長村会・議長会・農協長会 65年)<sup>25)</sup>

日本政府の買い上げ制度では農家の栽培意欲を維持できず⇒60年代後半から減少

農村からの人口流失が激化、沖縄の総人口も戦後初の減少期を形成

砂糖経済の拡大という近代経験にとって「終わりの始まり」を意味する転機救済の外側に放り出されるという危機感：1920年代の沖縄救済論から続く経験

(「植民地農業としての崩壊か、国内農業としての社会政策的な保護か。蘇鉄地獄をめぐる国家の新たな介入の中で、沖縄は、内でも外でもない、あるいはその双方が重なり合う場所に宙吊りにされたのである。)<sup>26)</sup>

崩壊の淵をのぞきながら、沖縄振興開発計画の時代へ

---

25) 『砂糖 本土折衝の経緯』(市町村会・議長会・農協長会 1965年) 23～24頁。

26) 富山一郎『流着の思想 沖縄問題の系譜学』(インパクト出版会 2013年) 137頁。

## 「占領」という視点から 台湾の戦後の問題と二二八事件を論じる

静宜大學教授 蘇 瑤 崇 (蘇瑤崇・中村 平訳)

### 一. はじめに

戦後とは何を意味するのか、それは政治的な構造が根本から変化し始めることだと私は思う。東アジアの戦後、特に旧日本帝国の地域の戦後はアメリカが主導して推進した占領政策から始まったといえる。しかし、同じように占領下におかれていた日本、沖縄、台湾と朝鮮半島は、結果的にそれぞれの運命が大きく違っている。なぜこのような結果になったか、或いはそれぞれの占領政策に具体的にどのような違いがあったか、これらのことは歴史的な反省に値するのである。これら地域の戦後の占領政策に対して、総合的に比較する視点から研究する必要があると私は思う。

台湾を例としていえば、1945年8月15日の終戦から10月25日までの間には、台湾総督府がなお存在しており、中国と米国の先遣部隊が台湾に到着し、共同占領して間接統治をしていた。これは紛れもない事実であるが、台湾の学者は「祖国復帰」という視点からしばしばこれを「政治空白期」とみなし、<sup>1)</sup> また国民党の占領について、国際法の法理と歴史の事実を無視して「領土光復」と解釈してきた。このように、台湾の戦後史に対する解釈には数多くの誤りがある。

台湾の戦後の歴史は米中の共同占領から始まった。これは中国の国民政府を中心とし、米国を補佐的な役割とした占領統治である。しかし、国民党政権は

---

1) このような誤解は沢山ある、例えば、林衡道、《臺灣史》(臺中：臺灣省文獻會，1977，頁719)；薛化元編著，《臺灣開發史》(臺北：三民書局，2002，頁158)；李筱峰、林呈蓉編著，《臺灣史》(臺北：華麗圖書，2005，頁232)；高明士主編，《臺灣史》(臺北：五南出版社，2009，頁260)等。

近代化された国民国家ではなく、前近代的王朝の特徴を持っており、国際法を無視して台湾を新征服地と見なして殖民政策を取った。このため、後に発生する二二八事件と台湾人に対する鎮圧や、さらに戒厳令による白色恐怖の統治などは占領統治に拠るものだと思われる。このような殖民統治に反対するため、国内では自由民主化運動が発生し、国外では台湾独立運動が推進されてきた。やがて、90年代以後この二つの流れは台湾島内で合流し始め、植民地体制からの脱却を追求し、さらに現在の台湾国家の独立運動までに発展する。

日本や韓国などはすでに戦後の占領から脱却して独立の国家として発展してきているが、台湾は依然として「祖国復帰」の神話に迷われ、「占領体制」に戸惑っている。台湾戦後史の流れと変化、またその問題点は、戦後の占領統治に遡らなければ、その本質を把握することができない。このため、私は「占領統治」という視点から台湾の戦後史を論じ、以下、戦後の占領の過程とその問題、占領政府の殖民統治、二二八事件の鎮圧の問題などに分けて報告したい。

## 二. 米中共同の台湾占領

終戦後まもなく、8月17日に米大統領トルーマンが一般命令第一號(General Order No.1)を公布し、旧日本軍の同盟国に対する投降について規定した。台湾についての部分はその中のA項に属し、その内容は「中國領域(滿州地區を除外)内と、臺灣及び北緯16度以北のインドシナの全ての日本陸海軍及びその附屬部隊は、蔣介石委員長に投降すべし」となっている。<sup>2)</sup> 中國はこの命令を根拠として臺灣の佔領と接收を行った。<sup>3)</sup>

しかし、中国側は単独で臺灣の日本軍の投降を受ける能力がなく、このため中国駐在の米軍に協力を求めた。何回かの米中参謀会議の後、最後に8月29日に次級中米聯合参謀會議(the Combined Chinese - United States Staff)は、「臺

2) 命令第一號原文は多くの場所で見ることができる。本文のものは<http://taiwandocuments.org/surrender05.htm>から引用した。

3) 参考“United States Relations with China”, the Department of States, Washington, 1949, pp.307-308。

「台湾佔領計畫」(Occupation of Formosa)を採択し、ついに31日、中国戦區の中米雙方の軍事指導者蔣介石とアルバート・ウェデマイヤー (Albert Coady Wedemeyer, 1897.7.9-1989.12.17)がこれを批准した。これは中国国民政府を主体とし、米軍を補佐とする共同の臺灣佔領計畫である。<sup>4)</sup>

この英文の資料と対照可能な中国語の資料は、8月25日制定の「收復臺灣計畫要點五項」と9月3日制定の「臺灣省收復計畫大綱」、さらに9月9日の「亨簽字第三七五號備忘録」などがある。また、これを前提として中国側も単独に「臺灣省佔領計畫」を制定した。<sup>5)</sup>

英文の計畫書は主旨(1頁)、内容主文(16頁)、附録A背景の説明(21頁)、附録B地圖(2頁)、附録C「日本投降文告」(3頁)、附録D「臺灣總督に与える命令」(3頁)、附録E「臺民に致す文告」(2頁)など、カバーを含めて48頁がある。そのなかで最も重要なものは主文の34点である。

結論から言えば、中国側は台湾で軍事政權を設立して軍政と民政を行い、米軍側は連絡組(liaison)を設立して中国側の占領に協力することと日本軍と日本人の強制送還を行うことである。その占領体制は中国側が主体で主導權を握っていたが、米中共同参謀会議によって米軍のほうが政策の方向性に関与していた。とくに10月25日以前の所謂間接統治の時期は米中の共同占領統治とってよいのである。

元の計画は占領開始の時期を10月15日に設定したが、実際には三つの段階に分けて実施した。まず、10月5日に行政長官公署の前進指揮所<sup>6)</sup>と米軍連絡組は台湾に到着し、次の日にすぐ台湾の占領と接收を行った。次は10月16日に第

4) 米国國家檔案局(NARA)藏「Occupation of Formosa」(RG493, box17, Entry No.UD-UP590)。また「Occupation of Formosa (fragmentary)」(RG493, box17, Entry No.UD-UP590)。

5) 台湾檔案局藏「臺灣光復案專輯」(檔案號B5018230601=0034=002.6=4010.2=1=001=0000387660000,「計畫要點五項」資料の公文を含んで5頁,「計畫大綱」も5頁,「亨簽字第三七五號備忘録」が1頁,「臺灣省佔領計畫」が地図を除くと、10頁ある。

6) 「臺灣省行政長官公署警備總司令部前進指揮所職員録」(收於臺灣文獻館藏《前進指揮所有關日軍投降接收文卷》(CD14, 第76卷))を参照、行政長官公署31名、警備總司令部15、憲兵官兵20名、無線電臺官兵15名とある。

二波の長官公署の部隊約二百名が台湾に上陸し、次の日また約9000名の部隊が上陸して軍事占領を始めた。<sup>7)</sup> 最後は長官公署が10月25日から全面的に直接統治を行ったことである。

中国側の台湾の占領接收は10月25日からだとよく一般に勘違いされている。しかし、実際の占領接收の儀式は10月6日にすでに行われていた。その日の午後二時に中国側は旧總督官邸で前進指揮所を設立した。前進指揮所と米軍聯絡組はそれぞれ中国と米国の政府を代表し、臺灣軍の代表を招き、佔領接收の儀式を行った。その儀式の出席者は米中双方の指揮官以外、日本側は臺灣軍參謀長諫山春樹、總督府外事部長守屋和郎、副參謀長宇垣松四郎、海軍代表高雄警備府參謀長中澤佑、臺灣軍參謀の杉浦成孝、中村一馬等であり、また新聞記者は中央通訊社の代表の葉明勳、重慶中央日報の記者の楊政和、重慶大公報の記者の李純青、上海大公報の記者の費彝民、及び臺灣新報の記者の黃柏鸞なども同席した。これは明らかに、公開された一つの正式な儀式である。

この儀式に、前進指揮所が臺灣總督府に臺政字一と二號、また臺軍字一と二號等四件の備忘録を交付し、<sup>8)</sup> その後にもまた六つの通告を公布し、諫山春樹あての十五通の手紙と臺軍字第三號備忘録等を交付した。これらの内容は内政、金融、財政、人民財産、社會、教育、文化、軍事等の各方面を含み、臺灣總督府と第十方面軍に対する指令、また実行すべき備忘録である。<sup>9)</sup>

10月6日に前進指揮所で行った会議は、実際には一つの公開の降伏儀式である。「中華民國臺灣省行政長官公署備忘録臺政字第一號」の第一點は次のように記されている。

---

7) 總督府「臺灣現況」(收於《最後の臺灣總督府資料集》, 頁178), 《重修臺灣省通志大事志卷一》, 頁339。《臺灣省軍事接收總部告》附錄一「臺灣登陸佔領部署要圖」(臺灣省警備總司令部接收委員會: 正氣出版社, 1946), 檔案局藏檔案號A30544000C=0034=1811.1=4010=2=001。

8) 「中華民國臺灣省行政長官公署警備總司令部前進指揮所遞交備忘録紀錄」收於臺灣文獻館藏, 《前進指揮所有關日軍投降接收文卷》, CD14, 第76卷。

9) 臺灣文獻館藏, 《前進指揮所有關日軍投降接收文卷》, CD14, 第76卷。

本人は中華民國の臺灣省行政長官の地位を以て、中國の國民政府主席中國戰區最高統帥蔣委員長の命令に従い、現在の臺灣（澎湖列島を含む、以下同じ）すべての法的な領土、人民、治權、政治、經濟、文化等設施及び資産を接收する。

本人以中華民國臺灣省行政長官之地位、奉中國國民政府主席中國戰區最高統帥蔣委員長之命令、接收現在臺灣（含澎湖列島下同）一切法定領土、人民、治權、政治經濟文化等設施及資産。

また、「中華民國臺灣省警備總司令部備忘録臺軍字第一號」の第一點には次のように記されている。

本人は中國戰區の臺灣省警備總司令の地位を以て、中國戰區の最高統帥特級上將蔣委員長の中國陸軍總司令一級上將何應欽に対する命令を轉じて奉じ、臺灣省に在る（澎湖列島を含む、以下同）日本の高級指揮官及び其の全部の陸海空軍と其の補助部隊の投降を接收する。

本人以中國戰區臺灣省警備總司令地位、奉中國陸軍總司令一級上將何應欽轉奉中國戰區最高統帥特級上將蔣委員長之命令、接收在臺灣省（含澎湖列島下同）日本高級指揮官及其全部陸海空軍與其補助部隊之投降。

この二つの備忘録は參謀長諫山春樹が署名して受け取ったが、その交付の対象は日本の臺灣總督兼第十方面軍司令官の安藤利吉である。この二つの文書は「備忘録」という形であるが、実際には正式の法律の効力を持ち、日本側が忠実に遵守、実行すべき命令である。これにより、中國はこのときから臺灣を接收し、統治を始めた。ただし、この時の統治は「間接統治」というべきである。その日の儀式が終了した後、前進指揮所はすぐに国旗を揚げる第一回目の正式な儀式を行い、また、10月10日に臺北公會堂で「臺灣の國慶を祝う大會」を行っ

た。<sup>10)</sup> これらは前進指揮所が台湾を統治している象徴の証明だといえる。

もちろん、米中の共同占領計画の目的は台湾を中国の領土にすることである。しかし、米国にとりこれはあくまでひとつの戦略にすぎず、カイロ会議で台湾を戦利品として中国を誘い、続けて抗日をさせたためである。その代償を払うために、米国は国際法や国際の慣例、また台湾人の利益などを無視して、最短の時間で日本人を強制的送還して中国人に台湾を掌握させた。そして、熟考することなく、米中双方が性急な「直接統治」を推進した。

台湾の「間接統治」から「直接統治」を内外に示すために、中国側は10月25日にさらに盛大な「光復儀式」を行った。この「光復儀式」に参加したのは台湾人の士紳及び米軍の代表などのほか、最重要人物は日中雙方政府の統治者、陳儀長官と安藤利吉総督である。儀式では、陳儀が自ら安藤利吉に「中國臺灣省行政長官公署警備總司令部命令署部字第一號（合同命令第一號）」を下し、安藤利吉がその「受領證」に署名した後、それを諫山春樹に交付し、諫山がそれを陳儀に提出した。そして儀式は終了した。

この「合同命令第一號」は全部で五點の内容がある。

- 一、日本の駐華派遣軍總司令岡村寧次大將は、日本帝國政府及び日本帝國大本營の命令に遵い、中國（東北三省を除外し）と越南北緯十六度以北、及び臺灣澎湖列島の日本陸海空軍を統率して中華民國三十四年九月九日に南京に降書を具して簽す、中國戰區の最高統帥特級上將蔣中正の特派代表中國陸軍總司令一級上將何應欽に対して無條件に投降す。
- 二、中國戰區の最高統帥兼中華民國政府主席蔣及び何總司令の命令、及び何總司令の岡村寧次大將に致す中字各號の備忘録を遵照し、本官及び本官の指定する部隊及び行政人員を指示して、臺灣、澎湖列島地區の日本の陸海空軍及び其の補助部隊の投降を接受し、並びに臺灣と澎湖列島の領土、人民、治權、軍政設施及び資産を接收する。

---

10) 劉寧顔等、《重修臺灣省通志大事志卷一》、頁339。

- 三. 貴官が本命令を接受した後、所有する臺灣總督及び第十方面軍司令官等の職銜を一律に取消し、また改めて臺灣地區日本官兵善後聯絡部長と稱し、本官の指揮を受ける。……
  - 四. (接收命令を待つことを確実に各部署に伝達する命令、詳細を省略)。
  - 五. 以前貴官に發した各號の備忘録及び前進指揮所の葛敬恩主任の發した文書を、すべて本官の命令と看做し、必ず確實に遵行すべし。並びに所屬を一體に飭して確實に遵行すべし。
- 一. 日本駐華派遣軍總司令岡村寧次大將、以遵日本帝國政府及日本帝國大本營之命令、率領在中國(東三省除外)、越南北緯十六度以北、及臺灣澎湖列島之日本陸海空軍於中華民國三十四年九月九日在南京簽具降書、向中國戰區最高統帥特級上將蔣中正特派代表中國陸軍總司令一級上將何應欽、無條件投降。
  - 二. 遵照中國戰區最高統帥兼中華民國政府主席蔣及何總司令命令、及和總司令致岡村寧次大將中字各號備忘録、指示本官及本官所指定之部隊及行政人員、接受臺灣澎湖列島地區日本陸海空軍及其輔助部隊之投降、併接收臺灣澎湖列島之領土、人民、治權、軍政設施及資產。
  - 三. 貴官接奉本命令之後、所有臺灣總督及第十方面軍司令官等職銜一律取消、即改稱臺灣地區日本官兵善後聯絡部長、受本官之指揮。……
  - 四. (略)。
  - 五. 以前發致貴官之各號備忘録及前進指揮所所以葛敬恩主任所發之文件、統作為本官之命令、須確實遵行、並飭所屬一體確實遵行。

上述の命令の内容の大意は、第一点が本命令の由來で、前述の同盟国の一般命令第一號を根據とするもので、第二が臺灣接收を開始すること、第三が臺灣總督府を廃止すること、第四が接收命令を待つことを確実に各部署に伝達する命令、第五が前進指揮所の命令を依然として有効とするものである。

前述の10月6日備忘録の臺政字第一號と臺軍字第一號の「受降と接收」の内

容と対照してみれば、此の命令の第一点、第二点と第五点は、実はこのふたつの備忘録の命令を再通告し再確認するものである。つまり儀式をより拡大して行ったほか、これは事実上10月6日すでに行った「臺灣、澎湖列島地区の日本の陸海空軍及び其の補助部隊の投降を接受し、並びに臺灣と澎湖列島の領土、人民、治權、軍政施設及び資産を接收する」ことを再び宣告したにすぎないのである。

ところで、もともと日本軍は9月9日に已に正式に投降している。また10月6日に臺灣の日本軍も再び投降をした。しかし、なぜ25日にまた日本軍の投降の儀式をもう一回に行わなければならないか。この兩者の最も重要な違いは第三点の臺灣總督府を廃止することと、同時に前進指揮所を廃止することである。<sup>11)</sup> 25日の儀式のポイントは「日本軍の投降」ではなく、儀式によって内外に召告してこれから臺灣總督府を廃止し、長官公署が全面的に直接に臺灣の統治を開始すること、つまり、「直接統治」の宣告である。中国人は日本軍の投降儀式が好きであるように見えるが、儀式の本質は、国民党政府の君臨する姿を台湾人に見せるためで、いわゆる一種の「始政式」というべきである。それ故に国民党政府はその後、10月25日を毎年にも必ず祝うべき「臺灣光復（降伏）節」という祝日とし、「祝う儀式」を通じて、「佔領」を「光復（降伏）」というマークに変え、これを以て台湾人の心の中に深く烙印してきた。後に述べるようにこれは新植民地政府の始まりであり、この日は台湾人にとって寧ろ国民党政府の「臺灣統治の始政日」とみなすほうが正しいと思う。

このことによってさらに、しばしば誤解されていることが三つある。まず、10月25日の儀式で安藤が署名したのは降伏文書だと思われる。しかし、実はこれは降伏文書ではなく、接收命令を受け取った受領書である。わざわざこのような誤解を導く目的は次のような点にある。つまり、1945年10月25日の儀式によって中華民國が台湾の主権を回収したことである。受領書を降伏文書と

---

11) 「臺灣省行政長官公署警備總司令部三十四年十月二十五日署秘字第一號」（收於檔案局檔案A375000100E=0034=013=314=1=057=0000554870001）を参照。

解釈するのは、受領書が主権回収の文書だと思わせるためである。しかし、「臺灣光復（降伏）儀式」は国際平和の会議ではなく、あくまでも進駐軍の占領統治の儀式にすぎず、「備忘録」或いは「合同命令」にはどちらも、「主権を回収した」ことは書かれておらず、ただ「治権を接收する」ことのみが書かれている。国際法の視点から見れば、どう見てもこれは一つの軍事占領にすぎない。さらに、この二つ誤解は次の最大の誤解を内外に誤魔化すためであり、つまり、これによって「台湾の占領」を「領土取得」と歪曲して解釈するためである。しかし、国際法或いは国際の慣例では、占領と領土の取得とは全く別次元のことである。占領は臨時的な統治であり、もしその領土を併合しようとするれば、国際的な和平条約の場で決定しなければならない。この段階を経ることがなければ、いくら統治されていても、それはやはり占領だとしか言えない。例えば、北方領土の問題では、いくらソ連が統治しても、国際条約で決定される以前には、ソ連の領土ではない。これは明白な道理である。同じ道理で、領土移転の視点から見れば、戦後から今まで、中華民国は国際の正式会議で、一日も台湾の主権を取得したことがなく、ただ台湾を占領して統治しているに過ぎない。

### 三. 占領政府の殖民統治

周知のように、台湾の占領は米国が旧日本帝国を解体する戦略からするものであり、同時に戦争中に中国の抗日意識を高揚するために、カイロ宣言で台湾を戦後に接收させると米国が勝手に中国と約束したことである。しかし、そのやり方は国際法と国際の慣例、また守るべき台湾人の権益を完全に無視した。このため、何の制限もされずに国民党政府が新征服者として台湾に君臨し、占領地で植民地政策を取り続けてきた。これは後に様々な悲劇の源となる。

国民党占領政府の悪政と呼べるものはあまりに多く、枚挙にいとまがない。ここで「米不足」を一つの代表的な例として説明する。「米不足」は後に二二八事件を引き起こした一つの重要な原因だとよく言われる。「米不足」の原因は戦争による破壊と天災によるもので、陳儀政府にとって仕方がなかったと過

去に研究者に言われてきた。<sup>12)</sup> しかし、「米不足」問題の最大の原因は陳儀政府の食糧と農業政策によるものだと私は指摘したい。

1945年には確かに、戦争による破壊と天災による「米の生産不足」という可能性があった。戦後、農民に対する米の強制的な購入制度と食糧配給制度を当分の間持続させるべきだと、総督府は長官公署に強く建議した。<sup>13)</sup> 購入と配給の制度は戦争の総動員で総督府の非常に重要な食糧政策であり、これによって戦争中に生産不足の危機を安全に乗り越えたのである。そのためにもし適切に食糧援助と食糧政策を行って不足の状況をコントロールし、1946年の生産回復を待っていれば、より悪化することには至らなかったと思うからである。しかし、長官公署は公正な米を購入する信用を台湾の農民から得られなかったため、米購入の実行ができず、同時に近代化国家の精密かつ公平な食料の配給制度にもなじんでおらず、実行もできなかった。このために、長官公署は1946年1月に直ぐ、面倒な米の購入と配給の制度を廃止した。<sup>14)</sup>

しかし、購入と配給の制度の廃止は米の流通の自由化をさせるためではなく、かえって最大量の米を獲得するため、長官公署は軍用備蓄を口実として米を「封存」した。「封存」された米の量は15萬トンあまりであり、<sup>15)</sup> 1945年の総生産量の約18%を占めており、凡そ五百万人の2.5ヶ月の食用量に相当する。これだけではなく、さらに軍の需要という口実をもって、長官公署は軍隊を動かし各地の民間の保存米を強制的に徴収した。<sup>16)</sup> これらのためにすでに「生産の不

---

12) 早期の研究には顔清梅の〈光復初期臺灣米荒問題初探〉(頼澤涵編《臺灣公復初期歴史》(台北, 中研院中山所出版, 1993), 頁86-89がある。最近の研究は曾磊磊, 〈試述光復初期糧荒及政府之對策〉(收於中日網, 網址: [http://www.sjhistory.net/site/newxh/yjzt10-3mb\\_a2011083037311.htm](http://www.sjhistory.net/site/newxh/yjzt10-3mb_a2011083037311.htm), 2013.1.13.閲覧)を参照。

13) 《臺灣總督府農商局食糧部移交清冊》(收於《館藏民國檔案彙編》第41冊), 頁295-297。

14) 〈臺灣省糧食局七月來工作報告〉(收於《館藏民國檔案彙編》第109冊, 頁360-362)参照。

15) 〈臺灣省糧食局七月來工作報告〉(收於《館藏民國檔案彙編》第109冊, 頁344-345)。

16) 林獻堂, 《灌園先生日記(18) 1946年》(中研院台史所近史所合刊, 台北, 2010), 頁96, 107。

足」の状況に陥った台湾には米が急に消え去り、米の値段が一気に暴騰し、米不足の状態から米がない「飢饉」の状態に転じ、餓死者が多く出た。<sup>17)</sup>

しかし、「飢饉」に対しての長官公署の解決策は、「封存」された米を解禁することではなく、この状態を利用してUNRRA（連合国救済復興機関）に食糧の救済をはじめ多くの援助を求めたことだったのである。しかし、獲得した援助の小麦粉は救済のためにわずかに使われたにすぎず、多くは行政費用を補うために販売されたのである。

また、食糧不足を解消する最も有効な方法は増産である。このために、UNRRAは二十数万トンの肥料を台湾の糧食増産のために援助しようとした。しかし、長官公署は僅かその中の一万トンほどの肥料を米の増産に使い、他のほとんどは利益を儲けるために転売した。

また、長官公署は「平価」という口実で政府の所有する米を民間の市場で販売した。これによって市場の米の価格を下げようと狙ったのである。しかし、当時の米価格はすでに終戦時の価格より十数倍以上上っていた。政府の「平価」という価格と市場の価格との差がわずかだったため、「平価」という効果は非常に少なかった。実際には、このことによって政府側が多く儲けただけであった。

その上、長官公署はより多く食糧を掌握するために「田賦徵實」という政策を取った。<sup>18)</sup>「田賦徵實」とは、前近代の中国の王朝時代、税金の代わりに農民に米を徴取するためしばしば実施された税の政策である。これと比べて、台湾総督府は少なくとも近代化の国家の合理性のもとで米を徴取するために農民から金で買っただけでなく、その耕作の段階で肥料の補助や技術指導なども提供した。しかし、長官公署は何もせず、金さえ払わず、徴税という口実によっ

---

17) 筆者〈脱植民地乎—UNRRA資料所見的臺灣戦後善後重建問題〉（筆者主編、『聯合國善後救済總署在台活動資料集（Collected Documents of the United Nations Relief and Rehabilitation Administration in Taiwan）』、台北二二八紀念館、2006）、頁12-14を参照。

18) 〈糧食部田賦署文〉（収於《館藏民國檔案彙編》第105冊、頁321、323参照）。

て沢山の米を徴収した。1946年に「田賦徴實」で徴収された米は台湾の当年の米総生産量の半分以上である。<sup>19)</sup>そして政府はこれらの徴収された米を、市場価格よりわずかな差で市場に販売して莫大な利益を得た。米不足の時代に「田賦徴實」政策を採ったのは、自己都合のための「搾取」と「苛税」というべき過酷な殖民政策だと言える。

このようなやり方は政府に支配された各経済の分野でよく見られる。長官公署は経済復興の名目でUNRRAに援助物質を要求し、転売によって莫大な利益を得た。このような政府はまるで「奸商政府」というべきである。しかし、無能、汚職かつ無効率のために、長官公署は台湾の戦後の経済を悪化させるばかりであった。このため台湾では失業が急増し、物価が暴騰し、台湾人の生活が苦境に陥った。対照的に、中国人の官僚は汚職によりみな豪華な生活を送っていた。台湾人にとっては、戦後の占領の新政権はより後進的悪質な植民地政府であり、「犬が去り、豚が来る」と深く痛感した。すでに1946年に、多くの外国人観察者が、まもなく台湾で暴動が広く発生するだろうと予測していた。

#### 四、二二八事件の鎮圧の裏で

ついに1947年2月27日に、闇タバコ販売取締りという小さな事件から台湾全島の反政府事件が発生した。これがいわゆる二二八事件である。事件は、政治と経済との重圧に耐え切れない台湾民衆が植民地統治に対して起こした反抗である。事件については台湾で多く研究があるので省略したい。しかし、国民党政府がいつから鎮圧を決定したか、またどのように中国人に鎮圧の行動を説明したのかについては、未だに多くの誤解がある。また、これらのことも外来政権の植民地統治の性格をよく反映している。そのため、ここで詳しく説明したい。

陳儀は最初に鎮圧を考えてはおらず、様々な宥和行動をとって平和的に事件を解決しようとしたが、3月6日以後台湾人代表の提出した42項目の嘆願書に

---

19) 〈臺灣省糧食局七月來工作報告〉(收於《館藏民國檔案彙編》第109冊, 頁346)。

激怒し、「謀反」と判断したため鎮圧を決めたと、以前の台湾の学者はしばしば解釈した。<sup>20)</sup>しかし、このような解釈は台湾の戦後の歴史にとって大きな誤解である。実際は事件の初めから、国民党政府は密かに鎮圧の準備に着手していたのである。

実は事件発生の三日後、つまり3月2日に、中国上海の夕刊紙《新民晩報》は「臺北民眾騒動、死傷約三四千人」という表題で臺灣の二二八事件を大きく報道した。翌日にほかの主な新聞紙《文匯報》と《東南日報》も同じ報道をした。3月5日に《中央日報》、《大公報》、《申報》、《國民日報》等の新聞紙は同じ報道をしたが、死傷の人数を四百人余に訂正した。これらは中国の上海と南京を中心に流出した報道であり、当時台湾ではこれらの報道に関して何も知らなかった。

「死傷」とは中国語の意味で「死亡」と同じである。この「死傷」数は外省人の死者数を指すものである。1946年に台湾にいる外省人が九千人余で、つまりこれらの報道によれば、事件中に三人に一人の外省人が殺されたということである。しかし、現在の台湾で、もし政府の鎮圧で三、四千人の台湾人死者が出たと言え、ば、「多すぎる」或いは「不可能だ」と強く抗議する外省人も多くいる。言うまでもないが、事件が始まったばかりの時点にこのような数字の死者、しかも外省人の死者があったことは信じられないことである。事件後に政府の詳しい調査報告、たとえば「監察使楊亮功何漢文の調査報告」では事件後の政府の鎮圧による死者を含めて、台湾各地で死亡した外省人の数は33人に過ぎなかった。<sup>21)</sup>警備總部の統計でも45人にすぎない。<sup>22)</sup>

この報道は常識とかなり乖離したものだだったが、「台湾人の外省人に対する虐殺」という世論を騒がせる効果は十分だった。もし、当時の南京の国民党政

20) 戴國輝, 葉芸芸著, 《愛憎228》(遠流出版社, 台北, 1992), 頁292。賴澤涵總主筆, 《二二八事件研究報告》(台北, 時報文化, 1994), p.202を参照。

21) 《大溪檔案》第七九號, 第二三零頁至第二四一頁。

22) 臺灣省警備總司令部編印《臺灣省「二二八」事變記事》(臺灣省警備總司令部, 1947), p.16。

府が公正な施政を重視するのであれば、真実を究明するべきだったと思う。政府が本気で調べれば、この報道がでたらめな事だとすぐ判明できたはずだ。もし歴史がこの方向に発展すれば、後に台湾人を鎮圧する必要がなかったはずである。しかし、調査団の派遣を待たず、何の究明をもせず、逆に国民党政府はわざわざ記者会見で、死傷の人数を四百人あまりに訂正した。四百人の数字にしても、また事実と大きく乖離して台湾事件への動乱のインパクトを強く残したのである。明らかに国民党政府が、この報道を利用して人の心を震撼させ、憤慨の思いを扇動したと考えられる。

「監察使楊亮功何漢文の事件調査報告」の初めには次のようにある。

#### 案を奉ずる

鈞座の寅支電によれば以下のとおりである。「臺北の人民が紛擾を發生し、死傷三、四千人があり、事態が嚴重なり、盼んで迅速に臺に赴きて調べて辦し、並びに隨時に據って報す」等の由を報で載せる。亮功が當に遵いて三月七日に調査員と偕もに……馳して臺北に赴かんとすべし。

#### 案奉

鈞座寅支電開：「報載臺北人民發生紛擾，死傷三，四千人，事態嚴重，盼迅速赴臺查辦，並隨時據報」等由。亮功當遵於三月七日偕調查員……馳赴臺北。<sup>23)</sup>

「寅支電」とは3月4日の電報である。監察院が「2日の新聞紙の偽ニュース」の報道を見て「事態嚴重」を感じたため、監察委員を台湾に派遣して事件の真相を調査しようとした。これにより、この捏造報道が当時の中国社会を大きく震撼させたことがわかる。

しかし、同日に何の調査をもせず、また何の証拠もないのに中央宣伝部長が

---

23) 《大溪檔案》第七九號，第二一七頁。

「四百の外省人が殺された」ことを記者会見において公然と証言した。記者会見の目的は明らかに、この「大虐殺」の嘘を巧妙に証明するものである。

また、蒋介石は報道の翌日の3月3日にいち早く鎮圧軍隊の派遣を発令し、<sup>24)</sup> 3月5日に陳儀に軍隊の出動を知らせる電報を送り、<sup>25)</sup> さらに3月7日に日記に「この種の台民は（中国に）従って間もなく、久しく日寇の奴化を受けて祖國を遺忘す、故に皆が威を畏れて徳を懷じず（此種台民初附、久受日寇奴化、遺忘祖國、故皆畏威而不懷徳）」と書き、武力で解決しようという心境を述べた。<sup>26)</sup> 「威を畏れて徳を懷じず」とは蒋介石の異邦の台湾人に対する蔑視と鎮圧の念を表すものである。明らかに新聞報道の真偽を当局は全く気にせず、出兵鎮圧をすでに計画どおりに決めたことがわかる。このことは、捏造した新聞を利用して政府側が世論を左右するという意図を反映している。わざと上海と南京で大きく報道させた目的は、出兵鎮圧の世論を作ろうとしたためだと考えられる。<sup>27)</sup>

これだけではなく、国民党政府が捏造により世論の批判をそらして自己の正当性を証明したことはしばしばあった。二二八の鎮圧の後にまたいくつかのひどい事を偽造して流布させ、鎮圧の正当性を世論に証明したことはもっとも明らかな例である。

二二八事件の当初、3月1日に桃園の大溪でひとつの強盗及び婦女暴行未遂事件が発生した。このことは個人的な犯罪であって、二二八事件と無関係であ

---

24) 賴澤涵總主筆,《二二八事件研究報告》(臺北:時報文化, 1994), pp.202-203参照。

25) 《大溪檔案》第六號, 第五二頁。全文は「蔣主席致陳儀微電」:(5/3 17.50收到(印)) 急 臺灣陳長官 已派步兵一團并派憲兵一營, 限本月七日由滬啟運, 勿念。中正。38 18.10 5/3]である。

26) 鄭梓,《光復元年—戰後台灣歷史傳播圖像》(臺北:稻香出版社, 2013), p.425。

27) 国民党政府が台湾に出兵するニュースは中国の各地に広く流されていて、統治のために台湾にいる外省人たちもよく知っていた。(夏徳儀教授3月5日日記(收於汪榮祖整理「夏徳儀教授二二八前後日記」(收於《傳記文學》第八十六卷第三期)) 当時の中国の世論は出兵に対してほとんど黙認の姿勢を示し、反対の意見を言わなかったのである。ただ、《文匯報》のみは3月6日の社論で反対の意見を示していた。

るが、やはり秘密警察によって南京の保安局に報告された。<sup>28)</sup> 南京の長官は三月二十四日に報告の上に次のように書いてある。

これを轉じて臺民の暴行を彙編して作り、並びに即ち電飭して該項の暴行の發生の日、地點、事實の經過、結果等項を蒐集して具に電報すと擬す。三廿四。

擬轉作彙編臺民暴行、並即電飭蒐集該項暴行發生之日、地點、事實經過、結果等項具電。

三廿四<sup>29)</sup>

つまり、この案に関する詳細な内容を収集して具に報告すべきだけではなく、さらにこの案によってもっと多い「臺民の暴行」を収集して編纂すべきという提案をした。

この提案はすぐ採択されたと考えられる。四月初めに入り、国民党政府のいくつかの組織が別々に「臺民の暴行」に関する書物を出版し始めた。<sup>30)</sup> これらの出版品は当初の台湾人がその存在を全く知らず、外省人に宣伝するために出版したものと考えられる。これらの出版品には多く悪意によって捏造した事件を載せている。

たとえば、前述の桃園の大溪の強盜及び婦女暴行未遂事件がこれらの書物で「婦女暴行殺人」に書き換えられ、さらに「集団暴行殺人事件」にまで発展し

28) 中央研究院台湾史研究所蔵秘密局檔案A\_08\_0009-004至A\_08\_0009-005。

29) 侯坤宏編、《二二八事件檔案彙編》第一冊（臺北、國史館、2002）、p.306。

30) たとえば、《臺灣省「二二八」暴動事件報告》（出版に関するデータなし、未整理）、《二二八事變專輯》（臺北、臺灣正氣出版社（發行人柯遠芬）、1947年4月10日）、《臺灣暴動事件紀實》（臺北、臺灣省行政長官公署新聞室、1947年4月30日）、《臺灣省「二二八」事變記事》（臺北、臺灣省警備總司令部、1947年5月）、《臺灣二二八事件親歷記》（臺北、臺灣正義出版社、1947年5月）、唐賢龍著、《臺灣事變内幕記》（南京、中國新聞社出版部、1947年6月）、《臺灣省二二八事件之資料》（出版に関するデータなし）などがある。

た。また、この案件を見本として、いくつの婦女に対する暴行殺人事件を捏造した。「暴行殺人」のほか、捏造された最も残虐な事例は次のものである。3月31日から《申報》の第七版に連載する「臺北事件雨過天青：野心家混水摸魚始末記」の文には4月1日に次の「冤魂滿天飛」の一節に次のようにある。

…外省人を探して毆打を施す，…重いものは則ち斃命し，軽いものも亦た殘廢の列に在り，婦孺孕婦と雖も，亦た一人の倖免すること無し。記者の知る所に據れば，一人の數歳の兒童が其の母に隨いて街を出，途に暴徒と遇い，刀を用いて其の嘴を割りて耳まで裂く。復た衣服を剝光して，痛く毆いて斃に垂として之を水の溝に抛つ。其の子が力を用いられて面部を扭轉して背後に倒置す，即時に氣絶して斃命す。又た，一人の小孩は其の雙足を捧起して倒吊せられ，頭部を地上に向けて激しく碰撃させ，頭が碎け髓が流れるに至って満足す。又た，一人は兩りの小孩の頭を互に碰撞させ，頭の血を横流させ快い事と為す。又た，一人の孕婦は暴徒に日本の武士刀を頭部に突き刺し挿入され，即時に兩命が失われる。此の種の狼毒の手段は，枚舉にいとまなし。人寰を慘絶する事は，こともあろうに此の文化水準が國內のどの省より高いと號す臺灣に發生す，聞者さえ身の毛よだち，何況や其の狀を目睹する者や。

…找外省人施以毆打，…重則斃命，輕亦在殘廢之列，雖婦孺孕婦，亦無一倖免。據記者所知，一數歲之兒童隨其母出街，途遇暴徒，用刀將其母之嘴割裂至耳，復將衣服剝光，痛毆垂斃拋之於水溝。其子被用力扭轉面部倒置背後，即時氣絶斃命，又一小孩被其雙足捧起倒吊，將頭部猛向地上碰撃，至頭破髓流而甘心。又一將兩小孩之頭互為碰撞，至頭血橫流，而引為快事。又一孕婦亦被暴徒用日本之武士刀對準頭部插入，即時兩命嗚呼，此種狼毒手段，不勝枚舉。慘絶人寰之事，不意竟發生在此號為文化水準高於國內任何一省之臺灣，聞者毛骨聳然，何況目睹其狀者。

上の外省人婦女と児童に対する虐殺の記述は本当に恐ろしいものである。しかし、もしこれが事実であれば、ほかの書物にも大いに記載されるべき筈だろう。しかし、政府の正式な報告には全く見られず、制度が当時あったのだが財産や命など被害を蒙った外省人に弁償する、弁償申告の公文書にはこのような被害の申告が一つもない。また秘密警察と公安警察が外省人を殴った台湾人を詳細に掌握したはずであるが、その報告にはこのような被害を記した例がひとつもない。

上海の《申報》と同じ記事を掲載したのは臺灣の政府の掃蕩週報社のみであり、<sup>31)</sup> しかもこの二つは同時に掲載されたのである。しかし、上海と台湾が遠い距離にありながら、なぜ同時に掲載できたか非常に不思議である。国民党政府が操作して同時に掲載させなければできないはずである。

前述のように、「三四千人の外省人の大屠殺」や、「婦女暴行殺人事件」、及び「外省人の婦女児童の大虐殺」などは明らかに捏造であり、しかも国民党政府が作り出した虚構である。これらのでたらめは「臺灣人VS.外省人」の構図をあらわしている。また「大屠殺」によって事件の「量的」な嚴重さを、「虐殺」と「姦殺」によって事件の「質的」な残虐性と反道徳性を構成している。このような虚偽をわざと広く流布させたことには深い政治的意図が潜んでいたと考えられる。その政治意図とは、国民党政府が台湾への鎮圧の正当性を統治下の中国人に示そうとしたことと推測できる。

二二八事件は国民党政府の無能と腐敗によって発生した。仮に事件が真実のとおり中国で報道されれば、広く国民党政府の腐敗で苦しんでいた中国人は台湾人の遭遇に同感し同情し、二二八事件を台湾人の反国民党の腐敗に対する蜂起だと思ったかもしれない。<sup>32)</sup> そうであれば、国民党の臺灣統治の正当性を危

31) この記事は4月1日に《申報》に掲載され、同時に4月初め出版の《二二八事變始末記》にも掲載された。上海と台湾は遠い距離にあるのに、同時に掲載できたのは人の操作した結果のほかにはないと思う。

32) 例えば1947年2月、参政員傅斯年は「這個宋子文非走開不可」を発表し、大資本を批判し社会に大きな影響を与えた(郭廷以、《近代中國史綱》(香港, 中文大學, 1980), p.775)。これは政府官員がおしなべて腐敗していたことを反映する。3月

うくさせただけではなく、<sup>33)</sup> 国民党の中国統治の基盤を根本から動揺しかねないことである。問題の焦点をそらすため、またこの統治の危機を速やかに解消するために、迅速に乱事を鎮めることは蒋介石政府にとって政権防衛のための唯一の選択だったと考えられる。しかし、「出兵には必ず大義名分あるべき」と諺があり、単に「外省人が殴られたこと」だけでは軍隊の派遣と乱事の鎮圧という理由にはならず、より嚴重に事態を思わせる必要があった。これは捏造した「大屠殺」を報道させて「臺灣人VS.外省人」という対立構図を中国人に認識させ、「異邦を征服する」という出兵の大義名分と正当性を取得するために、最も簡単かつ有効な方法だと思われる。

しかし、鎮圧の後にその過程で軍と政府による台湾人に対する無差別な殺戮と残虐やエリートに対する逮捕と審判なき処刑などの事実は、中外の新聞紙たとえば《The New York Times》<sup>34)</sup>や《文匯報》<sup>35)</sup>で広く報道された。これらの報道もまた国民党政府の台湾統治の正当性を大いに損なったのである。これらの報道による政府の威信に対する殺傷力をそらすために、更なる言い訳の必要があった。「臺民の暴行」を収集して編纂すべきという指令を出したのは逆の

---

2日の《文匯報》は一面で明確なタイトルで二二八事件を報道し、事件の発生原因を「密売を傷つけたことによる」とはっきりと指摘し、また暴動は「人民の経済と政治の現状に対する不満から起きた」としている。3月8日の《大公報》は「台湾で日産を入札で売り出すことに住民は連合して反対、滙財閥は金数千本を以って購入すると伝えられる」とし、国民党政府と政商の癒着と腐敗の一面を伝え、台湾人に対する同情を見せている。

33) 「王寵惠呈蔣委員長三月八日呈」中の発言には以下の記録がある。「田委員崑山：事変の責任は今後また考える（中略）こうした事情は国際干渉を引き起こしかねない。于委員右任：台湾の情勢は他人の干渉を引き起こしかねず、我々は台湾を保持しなければならず、他人に干渉させてはならない。他人の干渉を避けるため、早急に内地と同じように制度を改革し、彼らに話させないようにすべきである。」（『戡亂時期重要文件分案輯編—第三八冊政治：臺灣二二八事件』文件第十四號、頁78、80を参照。）

34) 例えば3月11日の米国の新聞《The New York Times》（見二二八紀念館館藏編號GK-010-0002-003）、ならびに《San Francisco Chronicle》（二二八紀念館館藏編號GK-010-0002-005）は「軍隊は台湾で3から4千人を虐殺した」と報道している。

35) 3月11日に《文匯報》は「(国民党軍)はほしいままに平民を銃殺し、流血劇はその極みを見て全島に蔓延し、死傷はすでに数千人を超えている」と掲載した。

宣伝をするためであった。こうしたことが前述の残虐性と反道徳性の捏造事例の由来となったと思われる。

国民党政府は二二八事件の前後、その政治目的を達成するためにしばしば虚偽を捏造して世論を左右しようとした。このことは国民党政府の植民地統治の性格をよく反映するものであるが、国民党の台湾統治の正当性が虚偽虚構の上に立てられていたとも言えよう。

## 五. 小 結

戦後の東アジアの国際政治の秩序はアメリカが主導して作り、旧日本帝国を分割して占領することから始まった。しかし、その指導の原則は普遍的な価値観と国際的法理によるものではなく、あくまでも自国の利益によるものだったと言える。戦後、台湾を中国に割譲して国民党政府に統治させたことはあくまでも国民党政府の抗日の決心を引き出すためのものであり、台湾人のためではなかった。またその割譲の過程では台湾人の意志を尊重せず、国際法上の台湾人が有すべき權益を守ることもなかったのである。その結果、台湾は韓国や或いは日本のように独立できず、むしろ中国国民党政府の新植民地となった。

国民党政府は相当程度前近代的性格を持ち、近代立憲制度を持つ国民国家の性質や法制化や近代化などの制約を欠いた政権であった。このような後進的な政権がかなり近代化に進んでいた台湾を統治したことは、台湾人にとって悲劇だったとしか言えない。国民党政府は表では台湾が祖国復帰したと宣伝してきたが、裏では外省人と同じような国民待遇を台湾人にさせず、新たな植民地として搾取する政策を採った。その上、政府の無能と腐敗は台湾人をより苦しめた。二二八事件は悪質な政府への反抗であり、その鎮圧は「威を畏れて徳を懐じず」という植民地民への統治者の思い込みによる必要な手段だとわかる。また、自己の悪質さを覆いかばうために、国民党政府は虚偽を捏造して世論を支配し、統治の正当性を作った。このように考えれば、国民党は台湾統治の正当性を持っていないのである。移行期の正義（Transitional Justice）の立場によれば、国民党の過去の不法行為は戦後の占領統治に遡って追究すべきだと思う。

また、歴史から見れば、戦後の台湾占領は戦争中の「住民自決」の理想を無視した出来事であり、国民党の台湾統治は占領下の植民地統治であり、その正当性が国際原則に反した虚偽の上に立てられたものだとわかる。二二八事件以後発展してきた台湾独立運動は、台湾人が独裁的な外来の国民党政権に対して闘争し続けてきたものであり、自由、民主などの普遍的な価値観を追求するためのものである。

現在の台湾はかなりの民主化を成し遂げたが、その成果は未だ不安定なものだといえる。不安定の最大の要因は、独裁政権である中国との統一問題である。このような不安定さは長い間に台湾人が成し遂げた成果を脅かすだけでなく、東アジアの平和にとっても大きな脅威だといえる。戦後の不幸から見れば、東アジアの平和と安定を維持するために、人間の普遍的な正義に基づいて、自由と人権と民主制度を持つ政府を支持することは不可欠である。台湾の独立運動は民主化の成果を守り、永遠に自由と人権などの普遍的な価値観を持続させるためであり、同時に独裁政権から解放され自由民権を渴望する中国人にとっても一つの模範と希望である。これらの理想と希望を実現する指標は、台湾の独立が国際的な承認を得ることだと私は思う。

## 済州4・3と韓国社会，そして国家安保

済州大学 教授・社会学 趙 誠 倫

翻訳 東京成徳大学 水 谷 清 佳

### 1. はじめに

済州4・3事件は軍隊と警察を中心にした国家機関が、社会主義傾向の知識人たちを弾圧する過程で一般住民たちまで無差別に虐殺した、一種のジェノサイドであった。しかし死亡者は全てアカ（共産主義者）であると発表され、その後独裁政権が続くなか実態は隠蔽されることとなった。

1988年韓国社会において民主化運動が起き、以後民主的な政府が樹立された。2000年から4・3事件の真相調査が行われ、総合報告書が発刊された。これをもとに大統領が国家暴力を謝罪する声明を出し、犠牲者の名誉回復のための事業が推進された。しかし、韓国の保守右翼勢力は真相調査報告書内容を認めていない。彼らは4・3特別法を反対する声明を発表し、憲法裁判所にこの特別法が憲法違反であると訴訟を提起したのである。

本論文では、1948年済州で発生した4・3事件の歴史的意味とその影響が今日の韓国社会にどのような影響を及ぼしているのかを考える。特に韓国の保守右翼勢力がなぜ4・3特別法を認めないのか、その理由を明らかにしたい。

### 2. 解放直後の政情と済州4・3

1945年、日本が敗戦し朝鮮がいわゆる「解放」となった。国王が統治する君主国であった朝鮮国は、1910年に日本帝国によって植民地になった。その後韓半島は、朝鮮総督府が支配主体を担うことになった。日本帝国は朝鮮に軍隊を駐屯させて武力で朝鮮人を抑圧する一方、道路の開設、開港により朝鮮の農産物と各種資源を日本に運搬するとともに、日本の各種商品を朝鮮に持ち込み販売した。建学によって植民地支配に必要な人材を養成し、卒業生たちを日本人

役人の下の下位職公務員と補助警察、そして各企業の会社員として利用した。1919年、3・1独立運動を契機に中国上海で大韓民国臨時政府という亡命政府が樹立した。また中国東北地方、満州、間島地域では多様な革命武装組織が日本支配からの独立を目標に活動した。その中心勢力は社会主義の理念を持っていた。

日本帝国が植民地支配領域を中国に拡大し満州国が建国され、朝鮮人は満州国経営にも多く動員された。そして日中戦争に続き太平洋戦争まで勃発し、朝鮮人たちは労働者として、兵士として、慰安婦として動員され、日本帝国の戦争を遂行する道具になった。そうした点で日本帝国に深く関わった朝鮮人たちにも帝国日本の敗戦は歴史の一場面を締めくくるものであった。

解放当時、韓国は植民地支配の主体であった日本が退いたことにより、新しい国家を樹立しなければならなかったが、誰が中心になりどのようなかたちをとるべきか未決定であった。結局朝鮮の知識人と政治勢力、特に植民地支配に抵抗した政治勢力が中心となって新しい国家建設に出る可能性が最も高いと考えられた。しかし当時朝鮮人たちの独立運動勢力は主に中国とソ連地域に分布しており、社会主義傾向を帯びた独立運動勢力が最多であった<sup>1)</sup>。解放直後、朝鮮人たちが作った自治組織である人民委員会と人民共和国がその例である。彼らは各地域別に人民委員会を組織し、青年たちは治安維持を担い始めた。この時期に一つ明らかだったことは、当時の朝鮮では君主国に戻ることを望む政治勢力がなかったという点だ。朝鮮末期の王室は朝鮮が滅亡して日本の懐柔策に移り、日本の皇室と貴族たちの支援を受けながら贅沢をしていただけで、誰も独立運動に進み出なかった。したがって突然訪れた解放のなか、旧王室を支持し彼らに権力を戻そうとする者はもう現れなかった。そして朝鮮人たちは植民地支配を受けながら世界各国の政治体制を見て学習していた。韓半島の大衆は君主制を支持しないだけでなく、すでに近代国家の方向を共和政治体制

---

1) 小野田求 1979年「朝鮮の解放とアメリカー 第2次世界大戦直後におけるアメリカの朝鮮独立政策と極東政策」『朝鮮史研究会論文集』16号 龍溪書舎 141-154ページ

(Republic Regime) だと考えていたのである。

朝鮮は1945年、植民地解放直後より南には米軍政、北にはソ連軍政が敷かれ始めた。米軍とソ連軍は各々自身が望むかたちの政府樹立を誘導した。その結果、北には社会主義政権が、南には反社会主義右翼政権が樹立した。このような政治体制は民衆の望むかたちとは異なったため、各地で抵抗運動が起こった。北でも社会主義政権に反対する運動が起きたが、南では米軍政による南韓単独政府樹立に反対する運動が起きた。済州4・3はその中でも最も代表的な抵抗運動の一つであった。

米軍は軍政を始めて、呂運亨(ヨ・ウニョン)を中心に組織されていた人民共和国を全く認めなかった。すすんで全国各地にすでに朝鮮人指導者たちが組織していた人民委員会を全て解散させた。その代わり植民地期に日本の行政機関で勤務した経験のある朝鮮人たちを管理職として任命した。よって各行政機関で日本人の役人を助けて働いていた下級役人たち、村役場の事務、補助警察、そして国防警備隊という名の軍隊まで全て帝国主義国家機関で働いていた人々が掌握するようにした。彼らは解放初期、自治組織が目星をつけていたいわゆる「民族反逆者」らであった<sup>2)</sup>。彼らにとっては望まない解放が突然訪れたのだ。彼らが民衆たちの手に掛かれれば青年組織員によって殴打された。そのため彼らのうち相当数は他の地域や日本に逃亡し、そうでない者は隠れて過ごすほかはなかった。新しい支配者である米軍が彼らに権力を掌握せよと銃刀を渡したことで、彼らを取り巻く状況が逆転した。彼らは過去の日本人たちの座に就き、権力を振り回し始めたのである。

解放初期、民衆を指導し自治機関を運営した勢力のほとんどが社会主義であったが、その時から行政機関と警察機関を掌握した親日官僚と警察補助たち

---

2) 済州島でも解放3日後に町のあちこちで青年学生保安隊という組織が「民族反逆者リスト」を作った。彼らは主に日本の植民地支配に協力した朝鮮人たち、具体的には朝鮮総督府と傘下の行政機関職員、警察、皇民化教育に加担した教育者などを指す。

金石範・金時鐘2001『なぜ書きつけてきたか・なぜ沈黙してきたか：済州島四・三事件の記憶と文学』平凡社

が米軍政に代わって社会主義勢力を弾圧して除去し始めた。彼らはすでに日帝下において独立活動家たちの取り締まり方を学んでおり、その方法をよく知っていた。米軍が彼らを取り締まる権限を与えたのである。彼らは地域社会の指導者たちを独立活動家という名ではなく、社会主義者という名で捕らえ始めた。

他の地域も同じことだが、地域社会において学校教育を受けた知識人層は大きく二つのグループに分かれた。一つは朝鮮総督府傘下の行政機関の職員、学校教員、警察補助、日本軍将校になった人々である。彼らは日本人の植民地支配に協力する代わりに、自身と家族の安楽を得た。彼らは日帝の手足となって植民収奪政策と徴用、徴兵、供出などの戦時動員政策や、皇民化教育を遂行し、独立活動家たちを捜索して収監する役割を担った。彼らとは異なる道を歩いた知識人たちは主に社会主義思想を持っており、夜学の開設、労働運動、農民運動を指導し、海外へ脱出して武装独立運動に加担した。

解放直後、前者グループは親日民族反逆者という名で民衆の非難を受ける対象となり、後者グループが自治組織を構成し新しい国家建設の担当勢力になる可能性が高かった。しかし、南で社会主義勢力を追い出そうとした米軍の後押しを受け、いわゆる親日民族反逆者勢力が権力を掌握した。彼らは速かに独立運動を起こした勢力を共産党、アカという名で捕らえた。民衆たちは当然反発したため、なおさら彼らは少しでも社会主義傾向を示す者は全て捕らえようとした。前者グループは右翼勢力になり、後者グループは左翼アカになったのである。

済州島では1947年3月1日3・1節記念行事を契機に、南朝鮮労働党済州支部を中心に大々的な弾圧抗議集会が開かれた。警察はこの集会を鎮圧し、それに対抗して南朝鮮労働党が主導する済州島ゼネストが起きた。このストライキを強硬鎮圧した警察は、ソウルから極右団体である西北青年団を派遣した。以後1年の間、右翼は左翼勢力を弱体化、抹殺させるために大々的な弾圧をし、数多くの知識人たちが捕えられ拷問され死んでいった。

検挙を避けて逃亡するなど、崖っぷちに立たされた済州島左翼勢力の相当数

は、漢拏山に逃避した。彼らを中心に1948年4月3日、済州島で南朝鮮労働党の済州島支部が蜂起した。蜂起に参加した南朝鮮労働党員は500名程度だったが、警察と軍隊は島全体を回って各村を焼討し、民間人を虐殺することで一日数百名ずつ共産主義者を殺したと米軍に報告しており、その記録が米軍政報告書に残っている。米国主導で進められた南韓単独政府樹立に反対し、統一政府樹立を要求したこの運動は、結局米軍と韓国警察、軍隊によって鎮圧された。これにより済州島民約20万人中、3万人以上が虐殺された。韓国政府はこのように、反共を理由に民衆を武力鎮圧した状態から出発した。

済州島で警察と軍隊が民間人を大量虐殺した事実は数十年間隠蔽され、「南朝鮮労働党の暴動」としてのみ知られてきた。死亡者のための慰霊祭は禁止され、事実を解明しようとする学者は警察と軍隊の要注意人物になった。済州島の犠牲者たちは約3万人程度であると言われているが、彼らは全て戸籍にアカであると記録されているため官僚の家族たちは公職への進出が禁止された。いわゆる縁坐制であった。このような状態は、軍事独裁政権の間続いた。

### 3. 韓国の民主化と済州4・3真相究明運動

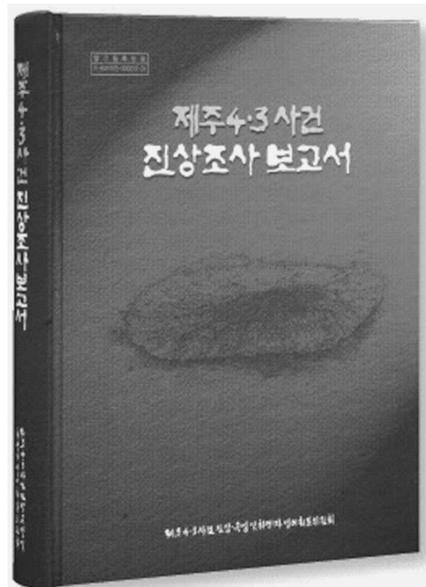
1987年6月抗争（六月抗争）以後、韓国で民主化が進んだ。六月抗争は1987年6月10日から6月29日まで韓国で全国的に起きた反独裁、民主化運動である。民主化以後、済州4・3抗争は韓国の現代史上最も悲惨な大量虐殺事件として知れ渡り、国民的関心事になった。1988年から毎年4月3日には済州だけでなく、全国各地の大学生たちと市民団体が追悼式を開き、1980年の光州5・18とともに、韓国が民主化するためには必ず真相を究明しなければならないという運動として発展した。

済州島では1993年済州道議会に済州4・3特別委員会が設置され、犠牲者申告を受け付け始めた。しかし最初は申告所に数百通の電話がかかっただけで、申告に訪れる人はほとんどいなかった。その理由は恐怖のためであった。1940年4・19革命で李承晩（イ・スンマン）政権が崩壊した時にも済州4・3真相究明運動が起きた。しかしまもなく弾圧を受けて中断され、運動の主導者

が警察に検挙された。よって住民たちは本当に申告しても構わないのか、申告をすることになればアカの汚名を雪ぐことができるのかを知りたがった。最初の犠牲者申告受け付け後、1万2千人を超える被害者とその遺族が数万人を超えることが確認された。済州地域の市民社会団体と大学生たちは、政府に済州4・3真相究明と名誉回復措置を要求する運動を展開した。

金大中政権下において2000年に「済州4・3真相究明と名誉回復に関する特別法」が制定され、国家が直接被害者申告を受けて真相調査を実施した。1万4千人以上が済州4・3被害者に認定され、2年半に及ぶ作業の末、2003年に『真相調査報告書』が発刊された。これをもとに盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権時、大統領が直接国民に対して国家による大量虐殺があったことを認め、謝罪した。続いて済州4・3平和公園を造成、資料館を開館した。また、2014年からは4月3日を国家の追悼日に指定した。今や制定以後、15年が過ぎた。15年前と比較すると済州4・3は真相調査や被害者の名誉回復のための様々な調査の実施により解決済みであるという認識が広まった。済州島では済州4・3遺族会が巨大な団体に成長し、済州4・3平和財団の設立、公園と資料館の管理、市民と学生を対象にした平和教育を実施している。一方で、国民たちの関心は薄くなっていった。

保守勢力は済州4・3真相究明と名誉回復措置に反発した。済州4・3に関する法律の制定、公園と資料館の造成、国家が4・3時の死亡者を被害者として認定することに反対



〈写真 1〉 済州 4・3 委員会が発刊した『済州 4・3 事件真相調査報告書』 2003

した。彼らの中心は済州4・3抗争当時の軍隊、警察、公務員、右翼団体構成員たちの遺族である。韓国の軍隊と警察、そして保守団体は済州4・3を未だに「アカの暴動」として規定したがる。軍隊と警察は4・3真相調査時、関連資料の提出を拒否し、全く協力しなかった。そのため加害者調査がほとんどなされなかったのである。

4・3当時、多くの済州島民が命を失ったのは、軍隊の過剰な鎮圧と無差別虐殺が最大の原因であった。よって盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領の謝罪の前に軍隊と警察総帥、言うなれば国防部長官と警察庁長が正式に謝罪声明を発表し、4・3犠牲者の冥福を祈るべきだった。しかし、大統領は謝罪したものの、国防部長官と警察庁長は謝罪の言葉を述べていない。そして4・3の真相究明と名誉回復事業を通し、大量虐殺の歴史が二度と繰り返されないことを願った済州島民の熱望は、加害者であった韓国軍隊と警察の反対や妨害にあったため、相当部分を挫折することになり、真相も歪曲されてしまった。

注目すべきことは、軍隊と警察の4・3に対する認識と態度が60年前も今もほとんど変わっていないという点である。これらの鎮圧勢力は自分たちの排他的独占的な地位、勝利者の地位から仕方なく一歩下がったが、彼らは4・3はアカたちが起こした暴動であり、良民のほとんどがアカだったという見方を変えようとはしなかった。彼らは自身の属した組織の間違いを認めず、解明された事実を懸命に隠蔽しようとし、自分たちと戦った者を許す術なく、徹底的に除外した。

それでは2000年の特別法制定以後、現在までの運動の成果はどのように評価できるだろうか。済州4・3委員会委員の徐仲錫（ソ・ジュンソク）教授は「過去史清算の模範事例」だと評価した。また、真相調査報告書作成責任者である梁祚勳（ヤン・ジョフン）は1万3千余人の犠牲者と遺族を審査してアカではないことを認定し、政府による真相調査報告書が発刊され、大統領を謝罪させたことは「大韓民国の歴史上初めてで唯一の」成果であったと評価した。

しかし済州4・3談論を研究した高城晩（コ・ソンマン）は、済州4・3記念事業は保守陣営と進歩陣営の「政治的妥協の産物」という限界があり、その

せいで以後の事業は政治的合意過程を経るしかなかったと指摘した。彼は既存の主な談論を「共産暴動論」、民主化以後に登場した新しい談論を「民衆抗戦論」、両者の対立葛藤が1990年代中盤以後「良民虐殺論」に定義できるとした。当時「共産暴動」論を固守した保守勢力は、民主化推進の風潮の中での対抗は難しく、民主陣営は「国家次元の解決」すなわち国家が認定する真相調査と名誉回復を求めている。両者対立の中、済州4・3鎮圧において民間人の大量死は認められたため、中間妥協の産物として「良民虐殺」論が現れたと分析した<sup>3)</sup>。妥協によって与野党合意の「済州4・3真相究明と名誉回復に関する特別法」の通過、真相調査報告書の採択、4・3時死亡者の国家暴力による犠牲者認定、大統領の公式謝罪までもが可能になった。

しかし保守勢力は、憲法裁判所に4・3特別法が憲法違反だとして訴訟を申し立てた。2001年9月、憲法裁判所はこの訴訟を却下したが、判決文に「武装遊撃隊に加担した者の中で首魁級の共産武装兵力指揮官、または中間幹部として軍警の鎮圧に主導的、積極的に対抗した者、挑発を直・間接的に指示することで済州4・3事件勃発の責任がある南朝鮮労働党済州島支部の核心幹部、その他武装遊撃隊と協力した鎮圧軍警及び彼らの家族、制憲選挙関与者などを殺害した者、家屋と警察官署などの公共施設への放火を積極的に主導した者は決して我々の憲法秩序では保護されることがない。すなわち、この法における犠牲者の範囲から除外されなければならない」と明示した。

憲法裁判所の抗争主体の除外決定とは、軍警鎮圧勢力と良民は犠牲者とし、済州4・3抗争主体は犠牲者から除外したということである。そのため犠牲者申告者のうち十余名は軍隊、警察と対戦した南朝鮮労働党幹部であったことが問題になった。すると済州島の担当公務員たちは遺族に申告を撤回するよう勧誘し、犠牲者から除外してしまった。1995年、沖縄平和記念公園に建てられた「平和の礎」には加害者、被害者の区分なく沖縄戦に関わった全ての犠牲者の

---

3) 高城晩(コ・ソンマン)2005年「済州4・3談論の形成と政治的作用」『4・3と歴史』第5号 済州4・3研究所 358ページ

名簿が入っている。これをめぐって論難も多かったが、次第に受け入れられた。それは彼ら皆が沖縄戦の犠牲者であるという観点からであった。このように死亡者全てをかばう姿勢は、本当の平和に向かう姿勢であるという

点で高い評価を受けた<sup>4)</sup>。しかし済州4・3平和公園では不可能であった。なぜなら加害者たちは慰霊の対象になるが、被害者の中の抗争主体は排除されたからだ。その排除の基準は共産主義者、アカだった。

最近まで済州島の警察、軍人、右翼団体、遺族で構成された保守団体（済州4・3建国遺族会→済州4・3研究定立遺族会）は、ソウルの右翼団体と協力して済州4・3犠牲者の全面再審査要求を主張し続けていた。彼らは「済州4・3定立研究及び遺族会で調査した各種資料と助言から明確になったのは、済州4・3平和公園の不良位牌が数千余基に至ると推定される」とし、代表的な不良位牌103基の名簿と理由を公開した。排除すべき左翼共産主義者の範囲を拡大解釈するというものである。彼らはこの主張を度々新聞広告を通してアピールしているが、これに対し済州4・3遺族会と済州4・3研究所などは無対応を一貫している。なぜそのような状況が起こったのだろうか。

法学者の李在承（イ・ジェスン）は「『済州4・3法』が韓国社会の現在の権力関係をそのまま反映しており、（真相調査）報告書は『済州4・3法』を生んだ政治的関係を一つ残らず反映している。一言で言うと『済州4・3法』



〈写真2〉済州4・3研究定立遺族会が主催した集会

4) 趙誠倫 2008年「苦難の島から平和の島へ」『歴史批評』82号 2008年春号 歴史批評社 188-213ページ

は不処罰との闘争をやめてしまい—はっきり言ってやめるしかなく—犠牲者を制限された範囲で恨みをはらす法に留まった」と評価した。彼は「国家暴力を阻止することには成功したが、国家として自ら過去の国家暴力を国家犯罪として認めさせるには至らなかった。国家は依然として過去の国家暴力から浄化できていない。…もちろんここまで来たことも苦難の連続であり、闘争の成果であったが、正義の世界へ行くにはより多くの時間を要する。ゆっくりとした移行は長期移行を意味する。よって韓国での過去の清算はすでに始まっているとすることが正しい」と述べた<sup>5)</sup>。筆者は李在承（イ・ジェスン）の指摘と評価を認め、受け入れる。ところが問題はその後である。それならば本当の過去の清算のためにこれからすべきことは何だろうか。

#### 4. 国家安保とレッドコンプレックス

軍隊と警察が歴史を反省しない態度を頑なに取ることができた背景には、大韓民国国民、特に済州島民に未だ存在する軍隊と警察に対する恐怖である。もしや自分をアカだと目を付けられるのではないか、という漠然とした恐怖に震えた人々の経験を、我々は俗に「レッドコンプレックス」と呼ぶ。漠然とした反共意識から脱し、民主化が進んだ今でもこれは韓国人の意識の根底に潜んでいて時々頭を出す。警察を見ると怖気づき、軍隊を批判することは想像すらできなかった時代の慣行が続いているのである。

韓国で「レッドコンプレックス」は済州4・3蜂起の鎮圧過程で形成され始め、1950年から1953年まで朝鮮戦争期間に強化された。その後、韓国の反共政権下で国民を掌握する支配の道具となった。韓国社会で最多の犠牲者を生んだ済州島において、レッドコンプレックスは強力な威力を発揮してきた。

済州4・3真相究明運動は済州4・3研究所、環境運動団体、女性運動団体、学生運動グループの連合運動となった。当時の運動指導部は済州島で民主化運

---

5) 李在承（イ・ジェスン）2003年「人権と過去清算の側面から見た『報告書』の成果と限界」『4・3と歴史』済州4・3研究所

動、市民運動を展開するには、済州島民のレッドコンプレックスから解決が必要と考えた。そのためには済州4・3犠牲者の名誉を回復することが最重要だとした。

しかし実際に保守勢力との妥協が成立し、済州4・3特別法制定や、真相調査と名誉回復事業が進行されたが、真相調査の過程で加害責任者、すなわち大量虐殺を命令し主導した加害者をどの程度まで明らかにするかを定めることができず、ためらった。また、真相調査報告書では軍隊と警察が加害者であることを明らかにしたものの、各村で起きた集団虐殺の加害者と指揮系統は明確にできなかった。軍隊と警察側が資料の提出を拒否したため限界があったが、住民たちの証言を通して明らかになった加害者までも十分に報告書に反映しなかった。その理由は、真相調査開始当初から加害者への処罰は難しいことが予想されており、処罰に対する関心や要求が欠けていたことから、最小限の法的な責任の所在究明調査も行われなかったと考えられる。

そして名誉回復事業も被害者として認定され、アカという「汚名」を返上して「良民」になることと、慰霊公園と記念館を建設する程度に止め、個別賠償は要求しないことが和解と共存だという認識が拡散した。その結果、行政機関に4・3犠牲者だと申告し、被害者または被害者の遺族であることが確定された。公園も造られ、毎年慰霊祭に参席する権利(?)も得た。しかしこれ以上進展しなかった。

李在承(イ・ジェスン)は処罰しても容赦しても、最小限の責任関係は明らかにしなければならなかったと述べる。彼は責任者の処罰を排除し、容赦と和解のために真実だけを歴史に記録しようとする意見は、水準の高い真実の究明ができると思われるかもしれないが、実情はそうはいかない。「正義モデル」であれ「真実-和解モデル」であれ真実は現実の権力関係をそのまま反映する。我々の場合には、民主主義の勢力が決定的に勝利できなかったため、正義モデルは最初から排除されており、曖昧な真実-和解モデルが採択されたと言える<sup>6)</sup>。

---

6) 李在承(イ・ジェスン) 上掲 314-316ページ

筆者は李在承（イ・ジェスン）が指摘したとおり、真実—和解モデルから正義モデルに方向転換しなければならないと考える。具体的にはまず、軍隊と警察を中心に、各村で集団虐殺した加害者と指揮系統を明確にする作業を開始しなければならない。軍隊と警察を批判し、集団虐殺の責任者を要求することは済州4・3真相調査において必ず経なければならない過程である。そのためには遅ればせながらも今後、現在4・3平和財団が推進している追加真相調査事業内容を、集団虐殺の加害者と指揮系統を明らかにすることに焦点を合わせなければならない。そして名誉回復事業も被害者として認定された人々とその遺族たちに個別賠償をするよう国家に要求し、根拠資料を作成すべきと考える。

しかしこれは決して易しいことではない。なぜなら、進歩陣営もやはり見えない壁を越えられないその前で躊躇してしまうからである。それがまさに冷戦の遺産であり、国家安保のためにはアカを処断しなければならないという論理である。

過去15年間、済州島で最大のイシューは海軍基地の設置問題であった。2002年度から始まった論難は、回を重ねながら済州島民を賛否両論の渦の中に追い込んだ。当初、国防부가済州島民に出したカードは、経済的なことだった。国防부는軍港ができれば、軍人家族をはじめ人口が増大することで地域発展につながり、住民たちに大きな経済的利益をもたらすとピーアールした。しかし住民たちはこれに応じなかった。後に、海軍基地建設は国策事業ゆえ、住民の同意も必要ないと強行し始めた。建設予定地を和順（ファスン）港に予定していたが猛反対に合い、爲美（ウイミ）港へ、再び江汀（カンジョン）に変更した。地域住民は済州地域の市民団体と連合戦線を形成して反対運動を展開した<sup>7)</sup>。

2010年以後、ソウル地域を中心に活動していた全国の文化芸術団体と環境運動団体の活動家たちが海軍基地反対闘争に参加し、日本、台湾、アメリカ、イギリスなどの活動家たちを通して反対キャンペーンが活発化した。闘争を拡大しながら掲げたその理由は、環境保護だった。環境のイシューは前線の拡大に

---

7) 趙誠倫 上掲 201-210ページ

大きく寄与した。2012年になり、濟州海軍基地反対闘争は全国的な 이슈へと拡大し、国会議員総選挙の最大の 이슈にまでになった。こう見ると闘争は成功的に進行したと言える。しかし危機を察した朝鮮日報など、保守言論が反対キャンペーンを展開し始めた。濟州海軍基地は国家安保のための施設であるという主張であった。環境は重要だが、それよりも国家安保が最重要なのである。国家安保のために必要な軍事施設を設置するのに、反対を続ける者たちは従北勢力である可能性が高いという主張が急速に広まった。このような保守言論のキャンペーンは大衆に急速に受け入れられ、総選挙で野党圏が敗北して勝利を取めた。こういった現象が半年後に行なわれた大統領選挙期間中に再び登場し、同じ結果をもたらした。環境の 이슈を掲げて政府と国防部を圧迫した海軍基地建設反対闘争は氣勢が挫け、海軍基地建設は規定事実化した。そして2016年2月、海軍基地は完成した。

濟州4・3真相究明運動と海軍基地建設反対闘争は、全く別の性格の運動のように見えるが、これらを遮る壁は同じである。それは軍隊と警察に代表される国家暴力に挑戦する勢力は、国家安保を威嚇する「アカ」と同じ勢力としてみなされると警告である。韓国で保守集権勢力は、いつでも国家安保を名分に掲げる戦略を駆使し、大衆は恐怖におびえながら自発的に服従してきた。濟州島でも同じであった。いや、それが今日の濟州島民だけでなく韓国人皆が克服しなければならない最も大きな宿題として残されている。

## 5. おわりに

1945年の終戦後、韓半島には米軍とソ連軍が進駐して軍政を実施し、彼らが38度線を中心に南北を分断した。このような外的条件によって韓半島に居住する住民たちは自主的に国家建設の方向を決めることができなかった。そして北側には社会主義政権が、南側には資本主義政権が入り、それ以外の政治勢力は弾圧の対象になった。

韓半島の南側に成立した大韓民国の権力を掌握した勢力は、日本帝国の支配下で日本人たちの統治に協力しながら日本の手足となる役割をした官僚、警察

と地主、資本家だった。彼らは解放直後には民族反逆者として追い込まれ、しばらく息を潜めたが、米軍が彼らを権力の座に呼び入れたことで息を吹き返した。彼らは、住民たちから信頼を得て活動していた勢力が社会主義的傾向を帯びていないかを綿密に調べ上げ、それに値する勢力はアカという名で捕らえて弾圧した。親日官僚警察勢力は、自分たちの権力を固めるために積極的に社会主義勢力を掃討していった。このような状況から逃げ回った青年たちは漢拏山に逃げ、本格的に警察と役人らと戦った。1948年済州島で発生した4・3事件はまさにこのような状況で発生した反政府闘争であると同時に、国家権力による大量虐殺事件であった。したがって国家権力の社会主義勢力弾圧は、ただ北側に成立した共産政権との関係を遮断する水準に止まるわけではなかった。それは自分たちの威嚇勢力を除去すると同時に、自身の権力の座を固めることでもあった。

そうした点で大韓民国は反共国家であった。李承晩（イ・スンマン）大統領を頂点にする第1共和国はもちろん、朴正熙（パク・チョンヒ）大統領を中心にした第3共和国もやはり親日官僚警察と地主、資本家たちが権力を掌握した国家であり同時に反対勢力は全て共産主義者や彼らと内通する者と見なした。反共教育は初中高等学校で最も重要な学習内容だった。1980年代末民主化が進み、反共教育は統一を指向する教育として緩和、ないしは置き換えられたが、最近では李明博（イ・ミョンバク）政権以後、再び後退している。

4・3真相調査と名誉回復事業も少しずつ進行してはいる。3年前から4・3平和財団を中心に4・3追加真相調査が進んでおり、4・3平和公園内の施設も新しく建設されている。しかし、劣らず保守右翼勢力の妨害工作はますます強化している。保守右翼勢力が妨害工作をする最も重要な理由は、民主化とそれに伴う4・3名誉回復措置こそが、この間既得権を享受してきた勢力の基盤を瓦解させることに繋がるからである。

本論文のまとめとして、今後の課題を二種類の形態で提示したい。一つは加害者調査を通じた真相究明作業を本格化することである。先に述べたように、4・3事件真相調査報告書では、加害者に対する本格的な追跡糾明作業がなさ

れなかった。もちろん、資料不足という現実的な壁が最も大きな問題になるだろうが、それに劣らず今回真相調査が加害者の処罰でなく、被害者の救済により重点を置いていたためであった。よって知っている部分も漠然と、軍部隊や警察署の名称と職責だけ書いて名前を記載しなかったり、加害者が行った具体的な内容を曖昧に処理して終わってしまうこともあった。しかし、今はそういった事項を最大限詳細に収集、整理する作業を進めなければならないと考える。

もう一つの課題は賠償に関することである。4・3被害者の立場から賠償問題を考えれば、1999年4・3特別法と与野党が合意した当時、賠償問題を提起しなかった。そして誰もその点を問題にはしなかった。それには当然理由があった。より窮迫していることは、真相究明と名誉回復で、まずはそれだけでも良いという希望が大きかったためだ。当時、与野党合意のためには賠償問題を除かなければならないと認識されたからである。ただし慰霊碑の建立と慰霊公園の造成によって一括賠償とした。4・3の解決のためにはこれで終わってはいけない。国家が遺族たちに確実に賠償をしなければならない。もちろん金額の大小は問題にならないのだ。

この二つの課題に関しては、この間ほとんど討論されなかった。しかし、長期的にこの問題を中心に方向を設定することが4・3の解決に断じて必要だという点を強調したい。

## シンポジウム

## 「敗戦70年—東アジアの脱植民地化」

コメント 北海道大学 玄 武 岩

現在、韓国では歴史教科書をめぐる激しい対立が展開している。歴史教科書の国定化をめぐる騒ぎである。朴正熙政権の1974年に国定になった歴史教科書は、2011年に検定教科書に移行した。それを娘の朴槿恵政権が、「正しい歴史教科書」をつくるとして、再び中学・高校の歴史教科書の国定化方針を打ち出したのである。

国定化のねらいは、植民地時代の独立運動を基盤にして大韓民国が建国され、4・19市民革命など民主化闘争によって発展してきたとする歴史叙述を覆すことにある。その際に有効なのが、「従北」（北朝鮮に追従する勢力）というレッテルを張るイデオロギー攻勢だ。朴槿恵大統領は、「執筆陣の80%が偏向的な歴史観をもつ左偏向教科書」だとして、「自虐史観」に漬かっている現行教科書を批判した。

朴槿恵政権が模範とするのは、植民地近代化論を先導するニューライト系列によってつくられた『代案教科書 韓国近現代史』（2008年）や教学社発行の歴史教科書（2013年）であろう。そこでは、抗日運動はテロとなり、5・16クーデターは近代化革命となり、維新独裁は「救国の決断」となる一方、光州民主化運動は急進左派勢力の成長の契機となる。国定教科書によって、朴正熙は独裁者ではなく「民族重興の騎手」として名誉を回復し、セヌリ党の金武星代表も「親日派」の父・金龍周の呪縛から逃れることができるのだ。

こうした韓国におけるニューライト系列の歴史観は、植民地支配に抵抗した独立運動よりも植民地近代化に歴史発展の動力を求める。したがって、植民地支配体制から解放された光復節（1945年8月15日）よりも大韓民国政府樹立の「建国節」（1948年8月15日）が国の始まりとなる。1919年の3・1独立運動

後の大韓民国臨時政府の結成でも、植民地支配からの解放でもない、「建国」を国家的正当性の根拠にすえる国家主義によって、歴史的には「親日」という「不都合な真実」と北朝鮮の抗日武装闘争の伝統を消し去り、政治的には野党勢力に「従北」攻勢を仕掛けて民族同士の平和共存を否定することができるのだ。

それは必然的に、前文で「大韓民国は3・1独立運動により建立された大韓民国臨時政府の法統を継承する」ことを謳う、民主化闘争によって1987年に改正された韓国の現行憲法と齟齬をきたすことになる。

すると、帝国日本の植民地支配から解放された朝鮮半島が米ソの占領によって南北に分断された「南朝鮮」の時期は、韓国の保守勢力からすれば政府樹立以前として、占領期は国家的正当性にかかわる問題ではなくなる。そもそも解放軍である米軍統治の時代は、「占領期」ではなく「米軍政期」と呼ばれてきた。それは日本統治時代と同様、自らが国家運営の主体になれなかったことを闇にあらわしている。そしてこの「米軍政期」に発生した事件が済州島4・3事件なのである。

戦前から多くの済州島人が大阪など日本で生活し、社会主義などの思想的影響を受ける一方、解放にともなう日本からの帰還者による人口の急増と日本経済圏からの離脱は、島の深刻な経済難をもたらした。そうしたなか、南朝鮮のみの単独選挙・単独政府樹立へと向かう政治情勢が絡んで4・3事件が起きた。

したがって4・3事件は、「建国節」を打ち立てようとする勢力からすると、大韓民国建国の最大の障害であり、その阻止を企てた反乱にほかならない。保守勢力が4・3事件真相調査報告書を無力化しようとするのも、選挙をボイコットして新生独立国家の正当性を傷つけ、さらに南労働党済州島支部が「北朝鮮」を支持したとして、同事件を抹殺しなければならないものと認識しているからであろう。

一方、金大中政権で真相究明に向けて動き出した4・3事件は、公式的な定義として、1947年3月の警察の発砲から1948年4月の武装蜂起をへて、同年11月以降の焦土化作戦、そして朝鮮戦争が停戦した翌年の1954年9月に終息する。このように4・3事件は、米軍の占領から大韓民国政府樹立、さらに朝鮮戦争

によって再び事実上の米軍の占領下におかれ、朝鮮戦争の停戦後にまたがっている。

この朝鮮戦争中には各地で民間人虐殺が多発するが、それは4・3事件や麗水・順天14連隊事件（麗順事件）、そして10万人が犠牲になったとされる朝鮮戦争前の討伐作戦と連動しているといえるだろう。ところが、これまで4・3事件や朝鮮戦争の戦時中における民間人虐殺については、詳細は隠蔽され、事件そのものについても自国民の反政府勢力（＝反逆者）への弾圧として正当化されてきた。

ところで『戦争犯罪』（人権平和研究所、2015年）の著者シン・ギチョルは、李承晩政権が犠牲者を「反逆者」ではなく「敵」としてみなし、この時期のおびただしい数の民間人虐殺は、それゆえ自国民に対する「人道に対する罪」であると同時に「敵国民」への「戦争犯罪」でもあると主張する。こうした主張が示唆することは、戦時において、「人道に対する罪」と「戦争犯罪」は切り離されるものではないことであろう。それは、済州島だけでなく、台湾、沖縄の犠牲を考えるうえでも重要だ。

2000年に4・3事件の真相究明法が施行され、後に盧武鉉大統領が公式謝罪することになるが、そこで事件が米軍占領下でのことであったかどうかは問題にされていない。その発端は米軍政期であったものの、多数の人命が犠牲となる焦土化作戦は韓国政府発足後に行われた。その米軍政を継承したのが李承晩政権であって、そこで最初に「敵国民」として切り捨てられたのが済州島であった。

だとするならば、4・3事件が植民地からの解放と米ソ占領による南北分断、そして親日勢力と結託した極右政権の登場、イデオロギー対立による南北朝鮮の全面衝突によって一連の過程が展開された「歴史的苦難」は、事件がたんに済州島という特異な地域で発生した悲劇ではなく、同じく植民地支配と冷戦に巻き込まれた「辺境」の地、あるいは鳥山先生のいう「弱小諸島」であれば、どこにでも発生しうる出来事であることを示唆する。

この場合の「辺境」とは、領土主権の範囲を画定する「国益」の最前線で、

それは主権国家同士が相対峙する政治的空間の標識である。こうした「国益」が先鋭に衝突し、その帰属が争われたりする場合、「辺境」はパワーの対立する紛争地となりかねないのだ。沖縄や台湾が「辺境」の地として帝国主義・植民地体制の犠牲になったのもそのような構図と無縁ではない。

そこで本日のシンポジウムでは、これら4つの国・地域の占領と脱植民地化についての報告がなされた。蘇先生の問題提起、つまり米国の占領から始まり「歴史的苦難」をたどった日本、沖縄、台湾、朝鮮半島における占領政策を総合的に比較する視点からの研究の必要性を強調したことは、きわめて重要であると思われる。とくに、荒先生の報告が占領側からの視点であるとすれば、後半の三報告は被占領側からの視点として、こうした両方からの視点と、さらには南朝鮮と「在日」の連続性の視点も合わせて検討する必要がある。

そこから見えてくる重要な共通点は、いうまでもなく沖縄・台湾・済州の「歴史的苦難」の経験であるが、そこでそれぞれどのような占領として展開されたのかによって悲劇の構造も異なり、それが脱植民地化の過程に意味することも異なるだろう。

沖縄は、戦時における戦闘のなかの占領過程で多大な犠牲を強いられた。「戦時占領」はそのまま「戦後処理（戦利品）としての占領」に移行し、「沖縄返還」まで続いた。それは日本帝国の「辺境」として、日米それぞれにおいて戦争遂行上の戦略的要衝であったからにはほかならない。戦前、済州島に日本軍が整備した飛行場は、日中戦争時に中国を爆撃する際の給油地の役割を果たした。同じく「辺境」の島である済州島も軍事要塞化され、米軍の上陸に備えたのである。

済州島は、米国が上陸することはなかったものの、米軍の占領下で、その後忍び寄る冷戦（イデオロギー対立）の爪に真っ先にひっかけられることになった。そこで、統一政府樹立への希求として発生した4・3事件という、脱植民地化の過程における民間人の虐殺は、これまで「共産暴動」として扱われてきた。

それが近年、一連の真相究明作業のなかで、趙誠倫先生が指摘したようによ

うやく「良民虐殺」をともなった「事件」として位置づけられたに過ぎない限界があるものの、2000年以降の歴史教科書では「暴動」の記述は姿を消した。ところが、冒頭で述べたニューライト系列の『代案教科書 韓国近現代史』は、「済州4・3事件は南朝鮮労働党が引き起こした武装反乱であり、北朝鮮の金日成の国土完整論路線に従って発生したもの」と記述している。

朴槿恵政権が目指す「正しい歴史観」とは、まさに「暴動」「反乱」としての4・3事件であり、その限りでは自らの体制にそむく人は粛清・排除されることを正当化する歴史観であるといえる。ところが、現在の教科書の国定化をめぐる議論のなかで、済州4・3事件についての議論はほとんど見られない。それについて趙誠倫先生の考えをお伺いしたい。

朝鮮半島と同じく、日本帝国の崩壊により「光復」を迎えた台湾では、間接統治をへて、米国を補佐役にして国民政府を中心とする占領統治が始まる。そして「国際法を無視して台湾を新征服地とみなした植民政策」の過程で、2・28事件が発生する、というのが蘇瑤崇先生の台湾占領の位置づけである。

植民地支配者が日本から中国（国民政府）にとってかわる、しかもそれが占領というかたちで行われる台湾の近現代史（「犬去りて、豚来たる」）も、沖縄が経験したような「脱植民地化の重層性」を帯びている。朝鮮戦争に派兵された兵士が語った、「この国はなんのために日本の植民地支配から独立したのか」という皮肉を真っ先に向けられたのがほかならぬ済州島であったように、「脱植民地化の重層性」は、日本、沖縄、台湾、朝鮮半島における占領政策を規定する一要素であるといえる。

そうした「脱植民地化の重層性」を理解する場合、植民地の性格規定が重要であると思われる。鳥山淳先生の報告では、占領下の状況で唱えられた「植民地化反対」という占領批判をとりあげているが、それはあくまでも当事者の声としてのものであり、分析概念として使用してはいない。一方で蘇瑤崇先生は、台湾の戦後体制を植民地体制として位置づけている。それは、「祖国復帰」した沖縄と、「祖国復帰」の神話にとらわれている台湾との違いにも関連すると思われるが、そうした実態によって「脱植民地化の重層性」の意味も異なるは

ずである。

それはいいかえれば、蘇瑤崇先生が、台湾の領有を中国に約束したカイロ宣言が、「国際法と国際的慣例、また台湾人の利益を完全に無視したことである」としていることと関連するが、当時の状況としてそれ以外にどのような可能性があったのかについての問いでもある。このように「植民地」の捉え方に鳥山先生と蘇先生には微妙な違いがあると思われるので、「外来政権の統治＝植民地」とする点も含めて、お二方には相互にそれぞれの報告における「植民地」の性格規定について議論していただきたい。

占領のかたちを「植民地」の定義から捉えることは、戦争被害者からのアプローチとして、そこで起きた民間人虐殺が治安の問題なのか、戦争の問題なのか規定するうえでも重要であろう。2・28事件と濟州島の4・3事件は、その発生と展開、真相究明や名誉回復の過程で共通する点が多く、自由と民主主義という「人権」の問題としてともに論じられる。とはいえ、沖縄戦も含めて考えるならば、「戦争と平和」の問題と「自由と民主主義」の問題として、それぞれの落とし所は微妙にずれている。大雑把に言えば、沖縄戦が「戦争と平和」の問題であるならば、2・28事件が「自由と民主主義」の問題であり、4・3事件がそのあいだに位置づけられるといえるだろうか。

「戦時占領」と「戦後処理としての占領」とでは大きな違いがあるが、4・3事件の場合に見られるように、それは明確に区分できるものではない。にもかかわらず、これらの「事件」の今日における継承のあり方を考えた場合、「平和祈念」「慰霊」「人権」の扱いにはそれぞれ温度差があるようだ。たとえば、沖縄では「平和ツアー」が盛んであり、平和祈念公園や慰霊碑等は修学旅行のコースにもなっている。しかし濟州島は、ようやくその兆しが芽生えているものの、4・3関連施設・慰霊碑は一般の「ツアー」コースには含まれていない。台湾の場合はどうなのか。それは占領のかたちのほかに、イデオロギーも問題も絡んでいるのか。

このことは、4・3事件と2・28事件における「平和」の不在であると同時に、沖縄の「脱植民地化」が「被害に対する補償」ではなく「戦争協力に対す

る援護」として進められたと鳥山先生が指摘するように沖縄戦における「人権」の不在でもあると思われるが、こうした記憶の継承の問題、あるいは4・3事件と2・28事件の「過去清算」のかたちについて、趙先生、蘇先生、鳥山先生に議論していただきたい。

台湾では10月25日に行う「光復節」の儀式が、「新植民地政府の始まり」を意味するものと蘇瑤崇先生は指摘する。佐藤卓巳著『八月十五日の神話—終戦記念日のメディア学』で、終戦は8・15、9・2、10・25とそれぞれ異なっていると指摘するが、だとすれば台湾で10月25日が「光復節」であることも、その政治的な意味作用から考慮しなければならない。

このことは、韓国の保守勢力が8・15を「光復節」から「建国節」へと読み変えようとし、また、サンフランシスコ講和条約の発効が、沖縄（奄美・小笠原諸島を含む）において米軍の占領が合法化される「屈辱の日」であるにもかかわらず、それを日本が占領支配から脱した「主権回復の日」に据えた安倍政権についてもいえる。時間が許されるならば、解放と建国、占領と独立の「記念日」がもつ政治性についても議論していただきたい。

## 討 論

司会：じゃあ最後にですねコメントと総合討論に移りたいと思います。形式と致しましてはまず今西先生からですか。

今西：玄先生からお願いします。

司会：玄先生からお三方、鳥山先生、蘇先生、趙先生に対するコメントをしていただいて、でその後今西先生から荒先生に対するコメントをしていただいて、その後4人のご報告者に応答いただくことにします。その後時間の許す限りフロアとの討論としたいという風に思いますのでどうぞよろしく願います。それでは玄先生の方からコメントの方よろしく願います。

玄：(コメント参照)

今西：じゃあ私から。玄さんから今非常にクリアな問題を出していただいたのであれですけれども、最初の約束で沖縄、台湾、朝鮮の話は玄さんがやる、荒さんのコメントは私ということになっていたのでコメントをしません。

まあ本シンポの狙いとしては、今玄さんが言ってくれた通りでありまして、東アジアのそれぞれの占領の在り方、またそれぞれの国における暴力の在り方の違いという問題というのは、やはり一度きちんと議論する必要があるのではないかとことにあります。今特に世界遺産というもの、私は世界遺産というのは嫌いなんですけれども、あれこそナショナリズムの産物だと思っています。その世界遺産を決める度にもめてるわけですよ。それは、日本が提案すれば当然中国、韓国は文句を言うわけですよ。韓国が出してもおそらく私は、ベトナム戦争の時の韓国の戦争犯罪はどうなるんだ、という話になってくると思うんですけれども。そういう暴力の在り方とか、東アジアにおける暴力というのは非常に重層的で複雑に絡み合っています。その実態についての調査もあまりやっていない、という問題があります。それぞれ重なった暴力の問題が

在るわけですが、その事についてまともに議論していないという状況ですよね。これが非常にまずい。私は、折角NPOなんかがですね、戦時下の性暴力の問題を取り上げて国際裁判までやったんだったら、私は政府主導じゃなくてむしろそういうNPOなんかの民間がもっと主導して、東アジアの暴力の問題を、もちろん性暴力の問題、慰安婦の問題は大きいわけですけども、それだけではなくてそういった戦時暴力の問題というの、もっと比較検討する研究会をやる必要があるだろうと考えています。例えば空爆の話をするんだったら、重慶爆撃もあり、日本国内の爆撃もあるわけです、アメリカの原爆投下もあります。それをちゃんと位置づけなければ空爆の話も進まないだろうと思っているわけです。そういう意味で戦時下の暴力とともに、もう一つは、これはほとんど消されている戦後の暴力の問題ですよね、特に占領下の暴力の問題を考える必要があります。このことがものすごく弱い。率直に言って、二・二八事件も四・三事件も遺跡を見てきました。両方とも、台湾も韓国も行きまされたけれども、はっきり言って非常に寂しい状況ですね。二・二八記念館にしても四・三事件記念館でもそうですが、非常に人が来ていない。平日にはほとんど人が来ていない。それに比べると中国の重慶爆撃の記念館とか、特に南京大虐殺記念館には人の多いことにはもう呆れ果てます。ものすごい人が昼間から集まるわけです。四・三事件や二・二八事件がそこまで忘却されていくのは何故か。確かに、国民国家というのは忘却の共同体だ、と言った人もいるわけですが、戦争の犠牲を忘却することによって国民国家というものは成り立っているという議論があるわけですが、特に戦後の暴力という問題が非常に忘れられています。どうして戦後の暴力の問題がまともに議論されなくなってきているのかというの、私は非常に問題だと思います。できれば東アジアでそういう戦前、戦中、戦後の暴力の問題についての共同研究をする必要があると思います。私はもう引退しようと思っているから、もっと若い人たちが共同研究会とかシンポジウムとか、NGO組織を使った国際裁判とかです

ね、そういうのをやってもらいたいと思っています。ぜひ。その為の一助となればと思って今回いろんな方に報告をお願いしているわけです。

荒さんのご報告は非常に厳密なご報告です。荒さんに対する個別的な質問に移りますけれども。一つは荒さんが最初に言われた軍政とは何かということですよ。特に、第八軍が日本に駐留して日本に軍政というものを残したことの意味ですね。民政だけでなく軍政を持たないと日本占領はうまくいかない。日本占領は極めて平和的、民主的にやってみたい話がありますけれど、その軍政というものを持たなければならなかった日本の占領というのがあるわけです。しかも今日お話ししていただいたように「神戸事件」に至っては非常事態宣言を出しているわけでしょう。これは日本の占領下ではただ一つと言われているけれど、大阪でも非常事態宣言に発展する可能性はあった。今日、非常にクリアに非常事態宣言と韓国、当時は南朝鮮と呼んだわけですが、南朝鮮の占領との繋がりを言ってもらった。国際的な情勢、特に占領の問題が韓国で四・三事件として起こっているわけですね。日本と南朝鮮でお互いの連続性の問題というのがあって、日本の「神戸事件」と四・三事件というのは、極めて密接な関係を持った事件として展開するということです。占領軍はそのことをものすごく意識しています。少なくとも。その連動の危険性ということを非常に感じているわけです。

それから二つ目には、私はやっぱり「神戸事件」で軍隊を出して間接統治じゃなくて直接統治に踏み切ったということの事実は、単に偶然と言えるのか。その後続いていく日本の争議ですよ、特に気になるのは東宝争議ですよ。東宝争議でやっぱり軍隊を出したということの意味ですよ。直接的な軍事力を使った、という事での連続性です。これはどう考えたらいいのか。やっぱり日本の統治というのはそういう直接的な軍事統治というものを含まなければできないものと考えていたのではないかということです。それから日本で捕まった、逮捕された人たちというのは沖縄へ送られて強制労働させられているわけです。その沖縄の

米軍と日本の統治との繋がりでですね、これをどういう風に考えていったら良いのか。やっぱり沖縄での強制労働を含んだ問題があって、それによって日本の政治犯なんかを沖縄へ送るという形で強制労働をやるということがやられています。特に占領軍政批判というのは軍事裁判としてやっていくわけですからね。その軍事裁判が機能しています。その機能するということは、占領統治において意味をもっているのかということですからね。その辺について、私は軍事史については全く素人ですので、この問題について荒さんから教えていただきたいと思います。以上です。

**司会：**はい。それでは最初の玄さんからのコメントがございまして、いろいろと多岐に渡って。あえてまとめることから逃げますけど、それぞれリプライありましたらお願いしたいと思います。植民地という概念の問題、あるいは辺境、弱小群島ですかね。そういう地域的な問題が国家間の抗争の中で最前線になってくるという風な形に考えます。それから記憶の仕方ですよ。今日本で最新の記憶の改変というのは、文化の日を明治の日に変えるという動きがあります。明治の日に変えて戦後70年どころか、近代まるごと再評価していくというようなそういう動きがある。そのあたりポイントかと思うんですけどそれぞれご発表された方でご発言の方をお願いします。どちらからでも結構です。最後に荒先生の方から先ほどの今西さんからのコメントに対してのリプライをお願いしたいと思いますんですけども、どうでしょうか。時間もこれ5時であれですか。じゃあ、どうぞ……。鳥山さんはだいぶ何度も名前出ておられましたけど、もし口火を切っていただければ。

**鳥山：**植民地という規定に関わること、何を以て植民地とみなして議論するかという問題があると思います。少なくとも沖縄の文脈で考えた場合にそれを定義できるとはとても思えないんですが、さしあたり今日の議論にひきつけて考えた場合、占領という状態と植民地という状態がどこまで重なるんだろうかということは考えるポイントになるのかもしれないと思いました。今日の議論は占領状態というものを非常に重視して脱植

民地化ということが検討されているように思いますが、それでは占領というものが体制として終焉した後において植民地という問題はどこに行くんだろうかという点も気になります。沖縄について言えば72年に施政権が返還されて、占領は終わり、日本国の一部として人権、民主化ということが保証される状態になったはずであるにもかかわらず、植民地の問題、あるいは脱植民地化の問題が終わったのかというと、とてもそうは言えない。やはり鍵になるのは、軍隊による暴力、軍隊による民間人に対する暴力として占領を考え直す必要があり、法制度上の占領ということ以前に、もっと生々しい暴力の問題として考える必要があるように思いました。

その点について付け加えると、二・二八事件の際に蒋介石政府が台湾に対して持っていた眼差しの問題から連想したのは、琉球処分後の日本軍が沖縄に持っていた眼差しのことです。新たな領土、新たに支配した人々に対する強烈な猜疑心、いつ寝返るかわからない人たちだという猜疑心が日本軍のいくつかの内部史料には明確に記されていて、実際に沖縄戦の戦場の中ではその猜疑心が住民に向けられる、暴力として発動するという関係がありました。その観点からすると、沖縄に日本軍がいたこと自体を占領の問題として考える必要があると思います。鹿野政直氏は「二つの占領」という言葉を使って、沖縄戦ではアメリカとの戦闘に備えて駐留を始めた日本軍による占領がまずあって、その後で米軍による占領があったと強調していますが、その論点の意味についても改めて考えさせられました。

また四・三事件に関連して、近年どういうキャンペーンによって問題が封じ込められつつあるかという話を聞きながら、やはり今の沖縄の状況にも繋がるものを感じます。沖縄の基地に反対することがいかに中国を利するかといった類のまったく論理的ではないけれども影響力を持った議論がじわじわと広がっているという点とも重なりを感じましたし、そういうものが広がってしまうということ自体の中にある植民地主義と

いうことを、占領とどうやって絡めて考えるんだらうかということが非常に難しい課題としてみえてきたように思っています。

司会：ありがとうございます。それでは蘇さん、何か。

蘇（中村）：（中国語）今日の私の報告に関してもう少しいくつかの補足をしたと思います。一点目がコメントにありました植民地の重層性の問題に関してですが、台湾の場合は日本の植民地統治、そしてその後の国民党の植民地統治というその重なりの問題でございます。脱植民地化に関して、ですからまずは中華民国体制からの離脱ということが一つポイントとして挙げられるわけです。日本の植民地統治に関するディスコースというものは現時点ではそんなに強くないのです。ですが、台湾の重層的な脱植民地化を考えた時にやはりその中華民国体制の植民の問題、そして日本の植民地統治の問題、この問題を考えることがやはり一つの大きな鍵になってくると思われまます。台湾の民族構成は非常に複雑なものがあります。歴史経験も非常に複雑です。ですから、真の脱植民地化ということ考えた時に、重層的な民族構成を含めた議論が成されなければならないでしょう。脱植民地化問題を考える時に、この二点が不可欠の論点になります。

二点目に補足させていただきたい事は、先ほどの記憶の継承の問題とも関わるのですが、二・二八事件の記憶の風化問題です。現在の台北市長も被害者の遺族であります。こうした背景を持つ台北市長なんですけれども、彼の政治的な立場というものは加害者の経験を包み込むような形にしなければならないという立場に立たされており、彼の言った一言が非常に印象的なんです、「忘れ去るということも必要なのではないか」ということです。ですから、この事件の風化という現象自体も政治的な駆け引き、政治権力上の現象であるという風にも言えます。

台湾と韓国は非常に似た部分が多いと思います。もちろん違った部分もあると思います。台湾では二・二八事件の他に白色テロの問題もあります。こうした事件の真相の追究と先ほど述べた移行期正義、正義の問

題は非常に関連があります。中華民国体制から離脱しない中で、こうした議論を進めていくということは一つの制限であると考えられます。韓国との比較で考えておりますが、台湾における歴史解釈は、例えば政党の対立問題、国民党と民進党の対立と関連があります。台湾にも教科書問題が起こっております。台湾にとって二・二八事件の記憶、白色テロの記憶を教科書問題を含め、あるいは教科書問題を超越してどのように認識を共通のものにしていけるかということは問題になっております。このようにして過去の歴史を超越する、乗り越えていくことができればその時こそ脱植民地化が達成されるのではないかと思います。以上です。

司会：引き続いて趙さん。

趙(水谷)：(韓国語) まず、玄先生からいただいた質問についてお話し致します。まずは教科書の問題です。四・三事件について教科書にどのように出ているかについてですが、現在では、教科書の中では四・三というのはどのような性格のものである、というのは決定されていない状態です。これまで記述されていたのは、南労働党の暴動だということです。1980年代からの運動というのは、蜂起や抗争であったという考えでした。最近の教科書には、そういった抗争や蜂起という言葉は記載せず、良民の虐殺ということだけが掲載されています。このような教科書の問題というのは朴槿恵大統領があえて始めたものといえます。私が見るには、この闘いというのは真実の歴史を明らかにしようというものではないように見えます。これは朴槿恵大統領を支持する保守勢力たちが力を合わせるような道具として使っているように見えます。そのため、もう少しするとこの教科書の問題というのは落ち着いていくように思えます。この四・三の性格というのは進歩派がどのように考えるのか、どのように言うのかというのが重要な問題だと思います。

そのため二つ目として、歴史の記憶の問題というのが重要な問題だと思います。沖縄に比べると、慰霊地のコースというのがまだまだ発展しておりません。沖縄の場合には、平和ピースネットワークというものが

中心になって平和に関するコースを回っています。それは沖縄の市民たちが自発的に行ったのもので、非常にうまく回っていると言えます。それは、日本人が平和や人権などについての教育をきちんと受けているからだと思います。濟州島にはこういったような組織はまだありません。この濟州島の四・三事件についてセミナーや運動などをすると、国家からの財政の支援を受けたいが為にやっているのではないかという考えが起こってきます。この四・三事件というのはまだまだ限界があると思います。これからどのように克服していくのが問題です。

先ほど鳥山先生が辺野古の問題についてお話しをなさいましたが、それについて一言申し上げます。この辺野古の問題についても、言論がどのように言うのかというのが大きな問題だと思います。これは論理の問題だけではないと思います。論理ではなくて現実の権力といったものの問題だと思われまます。韓国だけではなく、運動というのは様々な限界にぶつかっています。韓国は1987年の民主化運動に成功しました。40年間の独裁政治というのを越えて成功したといえるでしょう。しかしながら、現在のものというのは保守との妥協によるものです。これから民主化運動というのがどのように成功するのかというのがこれからの問題です。これは、四・三のことだけではなく、韓国の政治にもとても大きな問題といえます。ありがとうございました。

**司会：**どうもありがとうございました。急がせていますが、すみません、荒さんお願いします。

**荒：**はい。脱植民地化という観点からちょっと思い出したこともあって言わなくちゃいけないことなのですが。占領と反植民地という話で、一つ思い出したのはですね、占領の末期、特に共産党とか左翼ですが、最初は占領軍は解放軍と言っています。しかし講和条約締結前の、例えばメーデーなんかだと、血のメーデー事件みたいにですね、スローガンの一つに植民地化反対というスローガンを掲げています。要するに占領からいわゆる講和で独立した後に、植民地化というそういう風な考え方という

のは、唱えていた人たちの意識としてどういうことだったのかなというのを、ちょっとそういう人たちの思考というのかな、というのを一回見てみなきゃいけないかなという風に思ったのが一つです。

いわゆる脱植民地化の問題で重要なのは、僕はやはり在日朝鮮人たちの運動だと思っています。つまり彼らの学校ですね。いわゆる民族教育をやるというその核にあるのはやはり母国の教育、朝鮮の教育ですね。これはまず脱植民地化の基本で、つまり皇民化教育に対する対抗ですよ。これが本当に脱植民地化の彼らの戦いなわけですよ。そこはやはりきちんと見ておく必要がある。この話はしなかった所以说しておく必要がある。結局日本政府も米軍も、要するに祖国に帰りたい朝鮮人を最初返すけれども、財産の持ち帰りに対して制限を加えて、早期にもう帰還は終わったという風に占領軍は声明しています。ちょっと数は分からないけれどだいたい言われているのは60万人くらいの人たちが日本に残ることになったわけです。ただその前からですね、これは日本政府側の彼らに対する見方と僕は同じだと思っていますけれども、朝鮮民族は、またちょっと違うんですよ。解放民族だけど、本当の解放民族である連合国人、連合国人から見たら中国人は連合国人なわけですよ、連合国人とは違って、解放民族なんだけれど日本に残るのであれば、日本民族ではないけれど日本国籍を持つような日本人として扱う。そもそも戦争中日本の臣民だったんだと。臣民であったんだから敵だという説明をしているわけでしょう。占領軍が。それで逮捕をするわけですよ。それで日本の法律に従わせると。日本の学校に行きなさいというわけですよ。それでまず学校を閉鎖させて、立ち退かせて、ということをやっていくんです。それを当然占領軍は、日本側のそういう考え方をバックアップしていったというかシフトしていったというか、実施していくわけです。そこにまさに本当に植民地の残存、残滓の考え方で以て対応しようとする日本政府や占領軍と、それとそこから解き放たれて、独立性をもっていこうとする、在日の戦いとこの対抗があったということは、きちとまず理解

していく必要があると思います。その点はちょっと言っておきたいかなと思っています。

そういう運動に対して共産主義とのリンクですね。というのが常に占領軍側にはあって。反共主義といいますか。僕は実態としてはさっきの濟州島の闘いと同じように、みんな共産主義者なんて書いてあったけど、例えば例の飯米の食糧メーデーの時に確かに共産党の徳田球一が皇居に行行って天皇と会わせろと言ったりとかがあるけれど、それはありますけれど、そういう風に運動に参加した人たちが共産主義の影響を受けて、または共産党の影響を受けてやったとは思ってないんですね。確かに一部にいますよ。学校立ち退き反対の一部にはやはり産党員はいたと思いますけど、この時は朝鮮人の人も日本共産党に入ってた人たちがいたわけで、日本人もあの時に民族闘争というか、闘って捕まっている人はいます、裁判を受けている人はいますけど、全てが全てじゃないと思うんですね。そういうことの、何ていうのかな、マッカーサーを含めて、占領軍を含めてあと国務省もそうですけれど、この時期特にですね。特に47年にいわゆるトルーマン・ドクトリンが発表されて冷戦の姿勢を詰めていって、その時はイデオロギー対立だったけれど、48年にトルーマンは教書を発表して軍事対決をするって、48年の3月には宣言するわけです。つまりイデオロギー対立から軍事対立だと。共産主義に対しては軍事対決を辞さないというところに来ていて、それは当然占領軍も同じ考え方を持つようになってきているわけです。それはもう本国の陸軍を含めてですね。そこら辺はやはりここで背景的に見ておく必要があると思っています。特にマッカーサーの占領軍になってくると、反占領軍の活動とかいうのに対しては、占領の軍政官としては当然対策を持ちながら、それなりに法的にも整備しながら1946年以降きたと思うんです。それがやっぱり48年ぐらいの、それこそ3月に日本をアジアにおける反共の防壁にするという発言があったように、米ソ冷戦で鮮明化してくるという。当然そういう論理でくれば、まさに先ほどの話ではないけれど、暴力化、

つまり戦術部隊がすぐに対応するというそういう暴力化の方向に進んでいったというのが48年以降で、それが鮮明に出たのがつまり先ほど言った、四・二四の神戸事件だったという風に位置づけられる。それがまず、日本国民に示しておいて、または在日朝鮮人等に示しておいて、いざとなったらこうなるんだぞと、軍事的に直接介入があるんだぞということで、東宝争議とかでこうちらちらと米軍が姿を現してくるという風になっているのではないかという風に考えているわけです。

ちょっと十分答えきれていないんですけど、そんなところですよ。

**司会：**ありがとうございます。皆さんの方から何かございましたら、全体討論という形にしていきたいと思います。どうぞ。

**司会：**どうぞ。

**中村：**大阪大学の招へい研究員をやっております中村と申します。

私自身は台湾先住民の脱植民化ということを考えておりますので、民族の問題というのが非常に気になりました。あるいは民族概念そのものですね。今日の報告の中で、あちらこちらにこの民族の問題が顔を出しているという風に思っています。先ほど荒先生の方から補足もありました。在日朝鮮人の問題然り、沖縄に関しては今日の鳥山先生のご報告の中でも、民族という言葉もちろん出ていますし、「沖縄人」とか民族的感覚といった言葉ですよ。最近では琉球民族独立総合研究学会のような動きもあり、やはりこの脱植民地化の主体は何かということ考えたときの単位といいますか、概念的な設定というかそれ自身を本質化せずともフィクションライズして、加工してですね、民族というものを本質的に語らなくてもそれを借りて権利を得て抑圧を跳ね返していく、という事が今現在脱植民地化、ディコロナイゼーション（decolonization）と言われていることの内実だと私は思っております。直接何か質問したいということではないんですけども、この非常にモヤモヤとしたまた理論的でもある問題なんですけれども。例えば沖縄の問題に関して言うと、鳥山先生にとってのこの脱植民化の主体としての民族というものは

それを用い、分析することは危険ではないわけですよ。民族主義批判、ナショナリズム批判というものを踏まえたうえでのことなんですけれども、その辺の・・・うまく言えないんですけれども、脱植民化と脱植民地化を推し進める主体をどういう風に考え得るのかという理論的な問題設定でもあります。台湾の場合は、蘇先生は当然のことながら最初から台湾人という言葉をお使いになって歴史記述を行っているわけですよ。これは中華民族主義からすると非常な分離主義として見られかねない事なんですけれども、蘇先生ご自身の脱植民化にける思い、希望、力というものがやはりそこにあると思うんです。ですから、植民地とは何かという問題をコメンテーターの方が出されているんですけれど、その一つの鍵となるものはやはりこの民族主体の問題と脱植民地化をどう考えるかということ。

韓国の場合は何て言ったらいいか非常によく分からないんです、共産主義との関係が入ってくるので。ただ、南朝鮮という言葉や朝鮮人、当時の阪神闘争ではやはり朝鮮人という言葉が使われている。やはりそこでの民族の範囲、民族主体の名前と内実の問題をどう設定するかという、そこは民族主義にならなくてもそこをどういう風に分析していくか、どういう風に歴史叙述に取り入れていくかということに一つの、何か私自身モヤモヤしている問題があるという感想です。

司会：すぐお答えできますか・・・

中村：もしあれば結構です。

司会：鳥山さん。または・・・ちょっと・・・。

中村：すみません、少し的外れかもしれませんが。

司会：いえいえ、的外れではないんでしょうけれど。どうですか、いろいろと。

ここで決着をつけるとかということでは無いので、問題点を出して下さい。目に見える形で今後の議論に繋げたいと思うんですけれども、どうでしょうか。まだいいですか。

今西：30分くらいまでは。

司会：まだ大丈夫だそうです。

あとちょっと、ではすみません、時間繋ぎで。私も気になっていると  
いった、今日のお話しというか、最初の今西さんの基調報告の所でもう  
バツと出されて、その後荒報告それから特に蘇さんの四・三事件のそこ  
ろに出てきたと思うんですけども、いわゆるレッド・ページですね。  
実態としてどれほどのものがあつたのかという事もあると思うんですけ  
れども、この時代を考えるとときに共産主義運動というものがどういう形  
でいろいろ植民地の問題、占領の問題それからそらの解放、抵抗とい  
う所に絡んできたかというのは共通した問題だと思うんです。そういう  
点で、時代としての、これは今西さんのレジュメにおとされた所ですけ  
れど、時代としての47年、48年、あるいはもっといった50年代、その時  
代に何が起こったのかをもう一度検討して、再評価というんですかね。  
もう一度位置づけ直すということが提案されておるんですけども。例  
えばどうなんですかね、最近の研究で極東コミンフォルムがあつた、構  
想があつたという。新聞には48年ぐらいの初期からなんかという記事が  
載っていますけれど、そういういわゆる全体としての住民闘争的な脱植  
民地化の運動に被る形で、東アジアでのイデオロギー的な繋がりとい  
いますか、そういう問題もあると思うんですけど、そのあたりはどうい  
う風にこう考えて、あるいは繋げていって見たらいいのかなという気が  
しています。

荒：ちょっといいですか。

司会：ええどうぞ。

荒：なんだろうな、例えばちょっとその後になりますけれど、ベトナム戦争  
に米軍が介入していくというのは、まさに何だろうか、その民族独立運  
動を共産主義運動と取り違えて入っていくみたいだね。アメリカは47年  
の冷戦政策を明確にした時ぐらいから、まさにその封じ込めという政策  
をとっていくぐらいから、何かそういう動き、運動は必ず共産主義者が  
組織的に指導してという風に思っているんでしょうけど。例えばだから

先ほどの1946年の米よこせ運動とか、その前に5月1日にメーデーなんかあるんですけど、そこには必ず共産主義者はいたかもしれないけれど、いたと思うんですよ、いたと思うけれど、野坂が帰ってきて野坂歓迎大会とかやっていましたけれど。それだけいろいろな民衆が、当然日本の民衆もそれこそ学園民主化運動だとか、そういう地域大衆運動だとか、労働組合運動だとかがワッとこう盛り上がってくる。ちょうど46年くらいが時期なので、それがあったと思うんですけど。あとは、当時インテリ思想にはまだマルクス主義の影響力が大きかったですから、そういうのとかみ合っていたという事はあったと思いますね。でも、基本的に全て共産主義運動みたいな捉え方は本当に過大評価です。要するに過大評価して米軍はそういう風に見るとか、占領軍はそういう風に見るとかはあったと思いますけれど、ただ実態的にはどうだったのでしょうか。だから結局1950年になってレッド・パージが起こって、その前に行政整理だの企業整理だのと言って組合の活動家なんか飛ばされていくわけですけれど。確かにそういう状況の中で、共産党がパージされていくという状況の中で、組合の活動家達はそれなりに動いていくと思うんですけども、はっきり言って指導部は共産党ですよ。あと農村、山村工作隊とかいうので、そういう記録を読んでも本当に苦しい生活をやっているわけでしょう。それがどれだけ影響力を持ったのか、という風に思うわけです。例えば異常に関心を持っているというのが、公安条例の制定の時に、『公安条例制定秘史』に書いているんですけど、福井県に一番最初に共産党が入ります。いわゆる福井地震ですね。あまり評価してないんですよ、福井の地震の時に関係して作ったのが福井市ですか、その公安条例なんですけれど、実は八軍の史料の中に確かに中野重治とか志賀義雄なんかが行っているわけですよ。

司会：福井地震の救援にですよ。

荒：福井地震に支援で。

司会：ええ。

荒：支援といったって何も無いんですから。食糧も無いし。何が出来るかという要するに被災された方たちの県外の親族たちへの連絡ですよ。彼らが何をやったかという要するにハガキを被災者に持って行って、書いてもらったものは県外の安全な郵便局へ持って行って配るという。そういう生活をしているのを、すごく影響力があるように八軍なんかに上がってくる報告書は書いているわけです。そういうのをすごく過大評価して福井市と一緒に公安条例を作ったりしているんです。確かにできている条文を読むと大したことないけれど、作らせたのは米軍です。そういうものの背景にはかなり大量のいろんな報告書が福井地震における当時の担当の活動家たちの報告書が上がってきているんですね。だからそういうものをものすごく重視していたという感じがします。

今西：GHQはやはり朝鮮人と共産党に対しては、一貫して過大評価です。それは間違いないと思います。たださっきの質問にちょっと答えておくと、最初スターリンは極東ビューローを作るんだけどほとんど機能していませんね、実際極東ビューローは。G資金という、スターリンは日本の共産党に一部資金を回したりします。その責任者になるのが、この前死んだ100歳の、北海道の最初の女性議員なんかが北の方の担当者になってG資金の運営をします。

司会：柄沢とし子さん。

今西：柄沢とし子さんなんかがやるんだけど。極東ビューローは、ほとんど機能していない。やはりスターリンもアジアよりはヨーロッパなんですよ。ユーゴのチトー問題など、当時やはり東ヨーロッパの情勢が非常に危ない。コメコンを作らなければいけないということでスターリンは動くから、アジア問題に対しては手を引くんです。朝鮮問題もそうなんです。スターリンは早く手を引きすぎる。だからその朝鮮問題の時でもやはりアメリカがあれだけ介入できたのはそうなんです。あの時ソ連がもうちょっと動いていれば四・三事件もあんなに簡単には起こせなかったんです。それはやっぱりスターリンの関心がほとんどアジアに無かった

からです。それを証明しているんです。共産党はだから数からいけば最盛期で49年までで20万人くらいでしょう、せいぜい。これが最高くらいです。それから後はもう急速に激減していくよね。それで山村工作隊なんかに入ったらもう完全に大激減していきますからね。だけど、やはり先ほど言ったように大衆運動が起こる条件はあるわけです。それに一部の共産主義の人が絡まるわけで阪神教育闘争の最初の頃の指導者は村上弘さんでしたね。彼も軍政裁判を受けて有罪になっているわけでしょう。後には50年代の共産党の軍事組織Yの副委員長になりますが…。そういう人たちが動いているわけです。だからそれはあるんだけども。それから当時は中国革命理論の引き写しなわけですね。民族解放の民主革命だから。日本が植民地状態であって民族解放でなければいけないみたいな議論でいくわけです。それが50年に入ってくるとものすごく急速に強まるわけでしょう。これで51年綱領では民族解放民主主義革命になってしまうわけだけども。一気に日本の植民地状態という話になるわけです。サンフランシスコ・安保両条約というのは日本を植民地化する条約だということになるわけです。もうこれは情勢認識としては、この時から高度経済成長は始まっているんだけど、日本はかなり後進国型の革命理論でいこうという風に考えているわけです。これはもう現実とはもの凄くずれている話になってくるわけです。共産党はますます影響力がさがる、失います。当たり前ですよ。

司会：そうですね。50年代には、いろいろそのあたりも面白い論点があると思うんですけども。どうですか。今レッドとかコミニストの話を少しやりましたんですけども。

今西：韓国の4・3事件のコミニストであれば殺していいというのはすごい話です。

司会：ええ。だけどレッドコンプレックス、日本ではレッド・ページもありますが。(笑)

今西：いや、でも今の韓国でその祭壇からコミニストの位牌は抜いたらいいと

いう話もまたすごい話であって。コミニスト達は殺してもいいのか、人ではないのかという話になってくるわけです。そこまでの増悪を生む土壌が気になります。

司会：はい、どうぞ。

趙（水谷）：（韓国語）韓国では金大中大統領とノ・ムヒョン大統領が北との会談を持ちました。その会談があつてから無条件に共産主義が悪いという風な考えというのは難しくなってきました。もうすでに北朝鮮は共産主義ではないのではないかといったような意見も出ています。よって最近では共産主義という言葉はあまり使いません。その関係で、最近では従北主義者という言葉を使います。金日成主義者という言葉も使っています。そういった中でも金日成を考えている主体思想派というのがいるという事です。現在教科書を書いている人の90%が左翼です。ですので、歴史教科書を書いている歴史学者の90%が左翼だということになります。そのため左翼、従北、共産主義という三つの言葉を同時に様々な所で使っています。それというのは、どのような思想を持っているのかではなくて、現在の政権に賛成するのか、反対するのかということが重要な点になってきています。それはイデオロギーの問題というより政治的な道具として使っていると言えるでしょう。それを克服するには、南北が統一するかも一つは新しい・・・赤であるとか左翼である、そういう事を乗り越える事が重要になってくると思います。韓国や台湾といった所でも問題になるレッドコンプレックスというのは冷戦の遺産であると思います。私はそういった各国を比較してみたいと考えています。

司会：ありがとうございます。どうでしょうか。これまでのやりとりを聞いていただいて改めてご意見、ご質問等がありましたら。よろしいでしょうか。

最終的に今日のシンポジウムのテーマが「敗戦70年東アジアの脱植民地化」ということで立てておりますけれども、いろいろと皆さんのご報告を聞きまして多分皆さんここにいらっしゃる方が同じような感想を持

たれていると思うんですけれども。やはりかなり状況が似ているというか近いというか。もちろん差異はあるにしてもですね、東アジア的な空間で物事を考えていくことで、それぞれの地域の地域の実態がより明らかになってくるのかなという事を感じましたけれども。最後に今日のテーマに引き付けて今一度お話を、短くお願いしたいんですけれども、報告者としてのまとめのお話をそれぞれしていただきたいと思うんですけれど。どういう順番でいきましょうか。荒さんの方から行って最後今西さんで。

**荒：**はい。そうですね、どう言ったらいいでしょうかね・・・。今日一番あれだったのは、台湾の話が聞けたことでしょうかね。なかなか聞く機会が無くて。沖縄とか韓国の研究状況とか話というのは、まあまあ比較的近い所で聞けるんですけれど、台湾の敗戦直後の状況というのは多分初めて聞いた、という意味では極めて大きな意味があったというのが感想です。やはり鳥山さんの研究は独自の視点からの捉え方になっていておもしろかったかなあと。これもなかなかこういう手法での何て言うんだらう、独立までの捉え方というのは無かった気がします。それから濟州島のその後の韓国の今の状況ですね、これをめぐる。これはちょっと実は四・三事件のそのものについての報告かなと思って期待していたんですけれど、その後どうなっているかという事は意外だったけれど現象を理解するうえで勉強になりました。またゆっくりと報告書を読みながら勉強させていただきたいと思います。以上です。

**司会：**よろしいですか。どうもありがとうございます。では鳥山さん。

**鳥山：**民族主義の内実がもともとあってという話ではなくて、むしろ民族という言葉で自己表現する行為によって輪郭を持ってくるような何らかの動きが、沖縄における民族として捉えられるのかもしれないと思います。そこにいろんなものが詰まっているからこそ、それを支配者の側がいかにして取り込むかという点がクローズアップされてくるのではないかと思います。例えば今日少し触れましたプライス勧告の中で、沖縄に米軍

が駐留することを正当化する論理として「この島には挑戦的な民族主義が無い」と言っています。アメリカの圧倒的なプレゼンスを前提にした東アジアの第二次大戦後の秩序に対して挑戦的かどうかという所で、線が引かれていく。それは単にアメリカの側が色分けしているというだけではなくて、日本であれ沖縄であれ台湾であれ韓国であれ、そこにいる人々の心理状態あるいは世界観も、この秩序に対して挑戦的かどうかという点で何かを色分けしていく、そのようなことがずっと起こってきているのではないかという気がします。沖縄の場合でいうと、今日ご紹介した史料では沖縄民族といわれているけれども、やがて日本民族であるということが前提になった議論がされていくわけですが、それがアメリカの占領を跳ね返すエネルギーになるものを持っていると同時に、他方で日本という国に組み込まれるという形で挑戦的な牙を抜かれていくような両義性があるように思います。だからこそ、民族という言葉で語られているところで何がせめぎ合っているのかという視点で見直していきたいと思いますし、民族として認められるべき存在とそこからはじき出されていく存在との線引きのような問題にもつながるのかもしれませんが。

司会：どうもありがとうございました。

蘇（中村）：（中国語）本日参加しまして、とても多くの収穫を得たように感じています。特に台湾にいた時から考えていましたけれども、比較の視点ということで東アジアにおける前後の占領の類似と差異を捉えていく、沖縄、韓国、日本国内そして台湾ということで考えることができました。特に趙先生の四・三事件に関するご報告からもいろいろなことを学びました。また台湾における白色テロの問題との比較でこうした問題を考えていくこともできると思いました。沖縄の現在の基地に関する問題そして独立に関する問題等々からも、台湾の独立問題というものを振り返る機会になったと思います。以上のような事がありまして今回非常に収穫になったことに感謝致します。以上です。

司会：じゃあ。

趙（水谷）：（韓国語）先ほど鳥山先生の方からご質問はいただいたのですが、今日は私の弟子が来ております。コ・ソンマン先生です。コ・ソンマン先生は博士論文のなかで四・三事件と二・二八と沖縄について比較をした論文を出されていますので、コ・ソンマン先生から一言いただきたいと思います。

（一同笑）

司会：すみません、趙さん、ちょっと鳥山先生のご質問は・・・

趙（水谷）：（韓国語）鳥山先生の質問の答えではなくて、先生の論文のお話であるとか博士論文で書かれた三つの比較のお話しなどを少ししていただければと・・・

コ：ごめんなさい、時間が無いと思うのですがけれども。私は一応三つの事件を、植民地体制から冷戦体制への移行の過程で東アジアの諸地域で行われた紛争がその後各近代国民国家の中でどういう風に対応し、あるいは紛争の遺産がどういう風に国民心の中で受け入れられ、各国民国家の中で望ましい犠牲者として位置づけられるのか、それを一応、紛争を社会における大量死の意味付けに対して、まだ足りないのですが、三つの事件を比較ということで本にしてみたのですが・・・まあ、ということでこの機会に通じて先生方の方ご報告申し上げたいと思います。

司会：ありがとうございます。趙先生、よろしいですか。

趙：私は大丈夫です。

司会：お弟子さんを紹介していただきましたが。じゃあぐるっと回って今西さん。

今西：いや、趙さん。

司会：え、ああ。じゃあ、どうぞ。

趙（水谷）：（韓国語）民族と国家の問題というのは複雑に絡み合っています。70年間近代になってから日本帝国によって支配をされました。日本帝国の支配が終わってから各国に分けられました。その国家ごとに内部で様々な葛藤というのが起こってきました。韓国においては民族の問題と

いうよりは理念についての問題が大きいかと思います。濟州島も統一国家だった時もありますが、台湾や沖縄とはまた違う問題を持っています。現在の韓国ではイデオロギーの問題というよりは、分断をしましたのでそちらの問題の方が大きいと考えられます。これから勉強を続けていきたいと思います。

司会：ありがとうございます。

今西：じゃあ、あまり時間が無いので。

司会：はい、お願いします。

今西：いろいろ勉強させていただいてありがとうございます。私は現在起こっている植民地化という問題は、そういったポストコロニアルな問題として戦前の植民地主義の遺産を受け継いだ問題なのか、新たに植民地というものが作り出されていく世界状況の中で生まれてくるのか、を考えています。西川長夫さんの言葉を使えばグローバリゼーションのなかで「新しい植民地主義」、というのがいろいろ生まれてきているという状況を捉えるべきではないかという議論が非常に気になっていますが、脱植民地化という言葉をあえて使ったわけです。それから、あくまでも我々は他人事で考えて欲しくないということです、沖縄はもちろんそうです。日本が沖縄戦をやった後の遺産ですが、そこには凄まじいものがある。鳥山さんの『沖縄＝基地社会の起源と相剋』（勁草書房）という本の中で、非常に詳しく書いているけれども、いかに強制収容所に入れられた沖縄人たちが土地を取り上げられて、耕地が無い所で基地がどんどん作られていくというような沖縄の状況を作り出したかということです。そういうことが沖縄の生活をどう規定していったか。ずっとその戦前の沖縄戦を継続して生きて行かなければいけなかったわけです。そういう問題があります。二・二八事件だって日本は無関係ではないわけです、日本が台湾をやっばり60年以上植民地支配していたんです。だからそこで暮らした9割近い本省人と、中国から来た外省人との間の対立ということがあるわけです。だから二・二八事件も起こるわけです。その後、韓国も

そうだし台湾もそうだけどすごい白色テロの時代が続くわけでしょう。テロの時代というのにずっと続くわけです。その中で非常に優秀な知識人とか、その後に韓国や台湾社会を担うべき人たちが次々と殺されたわけですよ。そういう歴史を歩んできた。その暴力というものは、我々と全然無関係ではないことを日本は享受しなければいけないし、先ほど言った日本の中での、今言ってもらったような日本の中での民族教育の破壊とかそういうことに抵抗しようとした人たちが、大きな犠牲になったという事件は戦後の日本史の中にいくつもあるわけです。それを忘れられて本当に平和と繁栄だったという話で済むのか。その歴史の見直しをもう少しやりたいと思います。それで先ほどから言ったように、東アジアの中でのいろいろな暴力や戦争の犠牲や、そういうものの検証ということをやりたいですね。グローバル化と言いながら、とりわけ東アジアでは、ますますお互いのナショナリズムを増長させ、国家間の対立が激しくなって、世界遺産や「慰安婦」問題などで、お互いの足の引っ張り合いをするというような馬鹿なことをやらなければいけない事になってくるわけです。そういうことを少しでも「解消」していくことが、私は歴史家の責任だという風に考えています。こういうのはぜひ若い人達もこれから考えていただきたいということです。以上です。

**司会：**どうもありがとうございました。今日は本当に盛りだくさんな内容だったんですけども。私個人的には韓国のことを研究しているのですけれども、韓国の四・三事件、趙先生に以前ご案内いただいたこともありまして、それと沖縄の状況とか台湾の状況あるいは日本の、相互に運動しながら非常に違う所があるというようなことです。少し感想ですけども、民族というものが持つ、先ほどちょっと中村さんも言われたのですけれども、抵抗の主体としての民族ということを考えてみると韓国の状況は大分それとは違う所もあるというような、いろいろ食い違っている部分をお互いに話し合っていくということは非常に重要だということをお今日改めて認識を致しました。そうした比較研究といいますが、比較研

究なのかそれとも関係史なのか、両方組み合わせながら考えていくという。他人事ではないようにして考えるというのは、今西さんが今言われたまさにその通りだと思いますけれども、その時に日本人だからとか日本がかつての宗主国民であるから責任を取らなければならないという風な言い方でいいのかというようなそうした事も少し考えたりするので。それ自体がひとつの植民地的な意識の気もするし。先ほども少し申し上げさせていただきましたが、いろいろなことを考えさせていただきました。またこの科研自体は来年まで続くということなのですが、皆さまと一緒にこのように考えていく機会を持ると非常に嬉しいと思います。今日は遠方から先生方がおいでくださりまして、また会場のみなさんも遠方からも含めて来ていただきました。本当に実りの多い研究会になったと思っております。どうもありがとうございました。これにて終了したいと思います。ありがとうございました。

(一同拍手)

**司会**：それから今言い忘れたのですが、この準備をするときに科研メンバーでありますけれども事務局の高岡萌さんとか、あとこの原稿の通訳をしていただきました中村さんと水谷さんに本当お世話になりまして、どうもありがとうございました。ということで今後ともよろしくお願い致します。

(本研究は、科研費一般研究(A)「帝国日本の移動と動員」(代表・今西一)の一部である。)